

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2020年5月28日

【事業年度】 第109期(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

【会社名】 タキヒヨー株式会社

【英訳名】 Takihyo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 滝 一 夫

【本店の所在の場所】 名古屋市西区牛島町6番1号

【電話番号】 052(587)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄 武 藤 篤

【最寄りの連絡場所】 名古屋市西区牛島町6番1号

【電話番号】 052(587)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄 武 藤 篤

【縦覧に供する場所】 タキヒヨー株式会社東京支店
(東京都中央区銀座六丁目10番1号)

タキヒヨー株式会社大阪支店
(大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第105期	第106期	第107期	第108期	第109期
決算年月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月
売上高 (百万円)	84,351	77,952	72,751	64,815	60,274
経常利益又は経常損失() (百万円)	2,280	1,089	1,099	209	1
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (百万円)	1,362	676	1,959	1,621	45
包括利益 (百万円)	3,973	2,758	1,937	1,533	463
純資産額 (百万円)	31,344	33,758	35,353	33,456	32,619
総資産額 (百万円)	57,030	52,294	51,669	47,785	44,694
1株当たり純資産額 (円)	3,341.29	3,595.56	3,763.34	3,558.94	3,469.15
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	146.19	72.55	210.04	173.80	4.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	144.44	71.64	207.04		4.79
自己資本比率 (%)	54.6	64.1	67.9	69.5	72.4
自己資本利益率 (%)	4.1	2.1	5.7		0.1
株価収益率 (倍)	15.1	31.7	10.7		291.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,420	2,137	2,412	283	875
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	550	941	7,514	2,621	423
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	660	932	2,396	290	1,386
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	3,217	3,447	6,157	3,510	3,406
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	899 〔490〕	911 〔452〕	908 〔436〕	905 〔406〕	887 〔404〕

(注)1. 売上高には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んでおりません。

2. 第108期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第108期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第105期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第109期の期首から適用しており、第108期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第105期	第106期	第107期	第108期	第109期
決算年月	2016年 2月	2017年 2月	2018年 2月	2019年 2月	2020年 2月
売上高 (百万円)	78,488	72,011	66,469	58,331	54,274
経常利益又は経常損失() (百万円)	1,936	777	1,018	281	256
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	1,070	502	2,185	1,372	203
資本金 (百万円)	3,622	3,622	3,622	3,622	3,622
発行済株式総数 (株)	48,000,000	48,000,000	9,600,000	9,600,000	9,600,000
純資産額 (百万円)	27,807	29,979	31,722	30,158	29,137
総資産額 (百万円)	53,557	48,649	47,966	44,298	41,182
1株当たり純資産額 (円)	2,961.77	3,190.41	3,374.14	3,205.35	3,095.79
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	24.00 (4.00)	40.00 (20.00)	40.00 (20.00)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	114.83	53.91	234.31	147.14	21.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	113.46	53.23	230.95		
自己資本比率 (%)	51.5	61.2	65.6	67.5	70.1
自己資本利益率 (%)	3.6	1.8	7.1		
株価収益率 (倍)	19.2	42.7	9.6		
配当性向 (%)	34.8	74.2	17.1		
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	652 〔117〕	674 〔66〕	668 〔46〕	664 〔51〕	663 〔222〕
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	100.2 (86.8)	106.0 (105.0)	105.5 (123.5)	88.5 (114.8)	71.9 (110.6)
最高株価 (円)	512	489	2,440(488)	2,586	2,001
最低株価 (円)	417	409	2,160(432)	1,606	1,406

- (注) 1. 売上高には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んでおりません。
2. 第108期及び第109期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第108期及び第109期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第105期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 第107期の1株当たり配当額24.00円は、中間配当額4.00円と期末配当額20.00円の合計となります。なお、2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しておりますので、中間配当額4.00円は株式併合前の金額、期末配当額20.00円は株式併合後の金額となります。当該株式併合を踏まえて換算した場合、中間配当額は20.00円となるため、期末配当額20.00円を加えた年間配当額は1株当たり40.00円となります。
6. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
7. 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第107期の最高・最低株価については、株式併合後の最高・最低株価を記載し、株式併合前の最高・最低株価は()内に記載しております。
8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第109期の期首から適用しており、第108期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	概要
1751年5月	古知野(現愛知県江南市)において京呉服・絹織物の卸商を創業
1912年11月	名古屋市にて各種織物の売買を目的として(株)滝兵商店を設立
1943年7月	瀧兵(株)に商号変更
1948年3月	東京都中央区に東京出張所を開設(1958年8月支店に昇格)
1956年1月	婦人服製造を目的として瀧兵被服工業(株)を設立(1967年12月タキヒヨー被服(株)に商号変更)
1956年6月	大阪市東区に大阪支店を開設(2014年3月現所在地大阪市中央区北久宝寺町へ移転)
1967年3月	物流業務を目的として関連会社、(株)中部流通センターを設立
1967年12月	タキヒヨー(株)に商号を変更
1972年4月	ニューヨーク駐在事務所を開設
1972年11月	ソウル駐在事務所を開設
1974年4月	子供洋品・ベビー服製造を目的として子会社、(株)タキヒヨー北陸センターを設立
1985年3月	物流業務を目的として子会社、(株)東京タキヒヨー商品センターを設立
1987年2月	婦人服製造を目的として子会社、(株)タキヒヨー滋賀センターを設立
1988年10月	香港に現地法人、子会社、瀧兵香港有限公司を設立
1991年3月	物流業務を目的として子会社、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザを設立
1991年8月	ニューヨーク駐在事務所を閉鎖し、ニューヨーク支店を開設
1994年7月	名古屋証券取引所市場第二部上場
1995年12月	イタリア(ミラノ)に現地法人、子会社、TAKIHYO ITALIA S.P.A.を設立(2007年6月TAKIHYO ITALIA S.R.L.に会社形態及び商号変更、2008年10月清算終了)
1997年3月	子会社、(株)東京タキヒヨー商品センターと(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザ(存続会社)を合併
1997年12月	子会社、ティー・エフ・シー(株)を設立
1998年3月	子会社、(株)タキヒヨー滋賀センターは、タキヒヨー被服(株)、(株)タキヒヨー北陸センター、タキヒヨーリース(株)及び(株)ユニス(いずれも当社の子会社)を合併、商号をティー・ティー・シー(株)(子会社)に変更、縫製事業部門をティー・エフ・シー(株)(子会社)に営業譲渡
2002年3月	東京証券取引所市場第二部上場
2005年2月	東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場第一部銘柄に指定
2008年2月	中国に現地法人、子会社、タキヒヨー(上海)貿易有限公司を設立
2008年3月	子会社、ティー・エフ・シー(株)(存続会社)と子会社、(株)タキヒヨーテクニーを合併
2008年7月	ミラノ駐在事務所を開設
2009年7月	子会社、(株)中部流通センター(存続会社)と子会社、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザを合併、商号を(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザに変更
2010年9月	ソウル駐在事務所を閉鎖し、現地法人タキヒヨー韓国株式会社を設立
2012年2月	(株)マックスアンドグローイングの全株式取得及び第三者割当増資の引受けにより連結子会社化
2012年3月	ミラノ駐在事務所を閉鎖し、ミラノ支店を開設
2013年7月	子会社、瀧兵香港有限公司がベトナムにホーチミン駐在員事務所を開設
2014年12月	子会社、(株)マックスアンドグローイングを吸収合併
2015年7月	子会社、タキヒヨー(上海)貿易有限公司が中国大連市に大連分公司を開設

3 【事業の内容】

当社グループは当社及び連結子会社7社で構成されており、その主な事業内容はアパレル・テキスタイル関連製品の企画・製造・販売であり、その他に、不動産賃貸事業、合成樹脂・化成品販売等の事業活動を展開しています。

当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

アパレル・テキスタイル関連事業 …… 当社はレディス及びベビー・キッズ向けを主体とする衣料品と毛織物を主体とするテキスタイル（生地）の企画・製造・販売を主要業務としております。

海外の連結子会社3社（タキヒヨー（上海）貿易有限公司、瀧兵香港有限公司、タキヒヨー韓国株式会社）は、現地における当社向け商品の生産管理、納期管理、品質管理及び本社への輸出業務のサポートを主体に業務を行っております。

国内の連結子会社のうちティー・エフ・シー株式会社は、パターン・サンプルの製造、カットソーを主体とする縫製、ユニフォームの企画・販売を行っております。

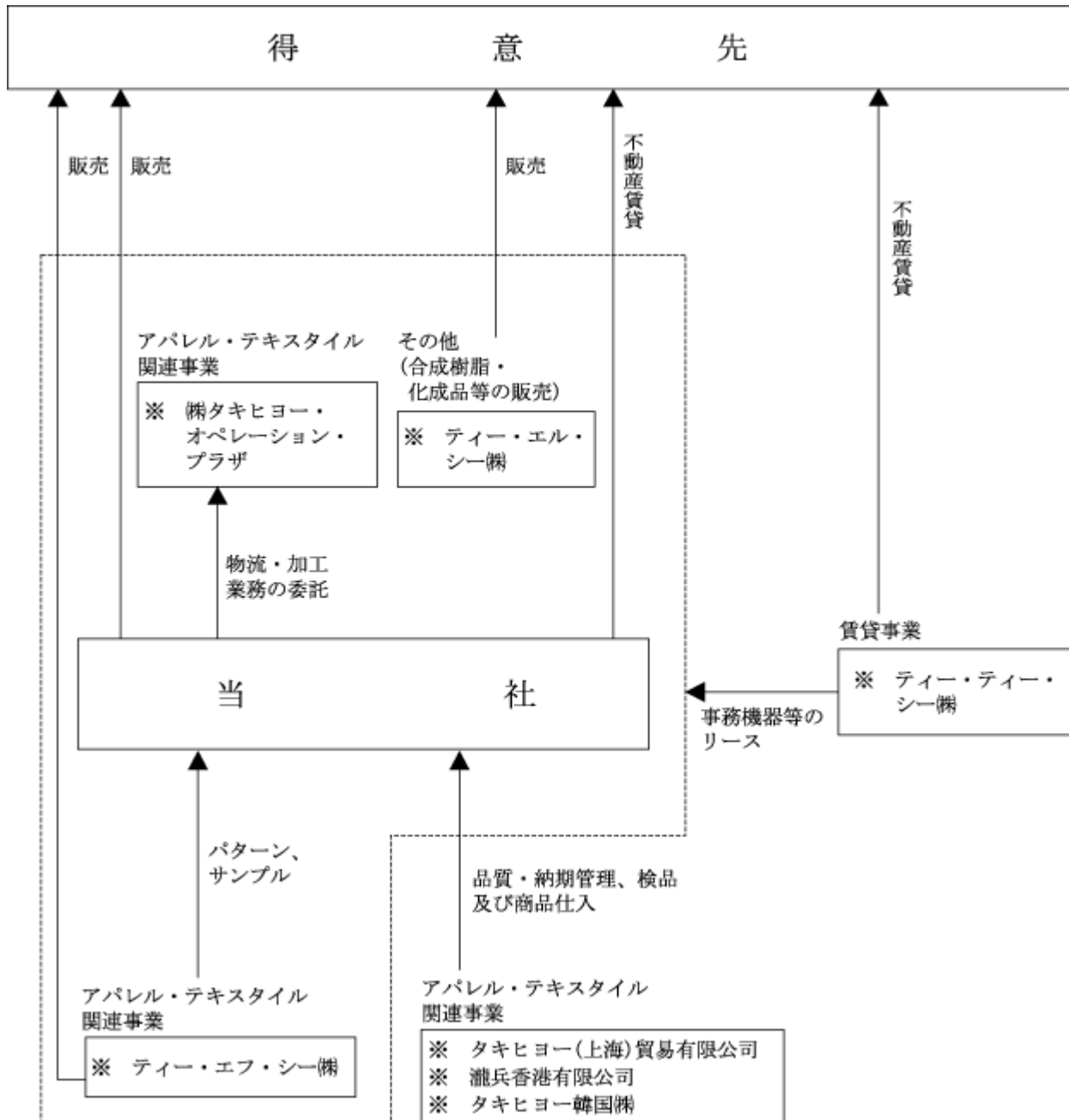
株式会社タキヒヨー・オペレーション・プラザは、主に海外で生産された商品をお客さまの店舗毎に仕分け、梱包し、出荷するデリバリー関連業務を担っております。

賃貸事業 …… 当社は不動産の賃貸、管理及びそれらに関連する事業活動を行っております。ティー・ティー・シー株式会社は、主に当社グループ企業に対しての機器リース及び不動産の賃貸管理を行っております。

その他 …… 当社は、フランチャイジーとして「コメダ珈琲店」の運営をしております。

ティー・エル・シー株式会社は合成樹脂、化成品等の販売を行っております。

以上のグループの状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



(注) は連結子会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ティー・ティー・シー(株)	名古屋市 西区	287	貸貸事業 その他 (合成樹脂・化 成品販売等)	100.0	同社から事務機器等を賃借する。 役員の兼任等...有
ティー・エル・シー(株)	名古屋市 中区	200	その他 (合成樹脂・化 成品販売等)	100.0	同社から付属品を購入する。 役員の兼任等...有
瀧兵香港有限公司	中国 香港特別 行政区	10 百万HK\$	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	海外生産品の品質・納期管理、検 品等を委託する。 役員の兼任等...有
ティー・エフ・シー(株)	名古屋市 西区	50	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	同社からパターン、サンプルを購 入する。 役員の兼任等...有
タキヒヨー(上海)貿易 有限公司	中国 上海市	3 百万元	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	海外生産品の品質・納期管理、検 品等を委託する。 役員の兼任等...有
(株)タキヒヨー・オペレー ション・プラザ	愛知県 犬山市	40	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	当社商品の発送、入出荷管理を委 託する。 役員の兼任等...有
タキヒヨー韓国(株)	韓国 ソウル特別市	350 百万KRW	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	海外生産品の品質・納期管理、検 品等を委託する。 役員の兼任等...有

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記子会社のうちには有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 上記子会社は特定子会社ではありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年2月29日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
アパレル・テキスタイル関連事業	862 [233]
賃貸事業	1 [-]
その他	24 [171]
合計	887 [404]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
 3. 当社の賃貸事業は、アパレル・テキスタイル関連事業の従業員が兼務しております。

(2) 提出会社の状況

2020年2月29日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
663 [222]	39.9	13.3	4,349,711

セグメントの名称	従業員数(人)
アパレル・テキスタイル関連事業	659 [51]
賃貸事業	- [-]
その他	4 [171]
合計	663 [222]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当社の賃貸事業は、アパレル・テキスタイル関連事業の従業員が兼務しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社には、タキヒヨー労働組合が組織(2020年2月29日現在、組合員数216人)されており、U Aゼンセンに属しております。

また、ティー・エル・シー(株)及び(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザには、ティー・エル・シー労働組合及びタキヒヨー・オペレーション・プラザ労働組合がそれぞれ組織されております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動停滞と個人消費の減少、緊急事態宣言に伴う主要都市の小売店舗休業や営業時間短縮など、事業環境は極めて厳しくなると予測しております。このような状況下、当社では市場の変化に対応すべく、本年3月1日付けで組織改編を実施したところであります。レディースアパレル事業では、単品アイテム毎（カットソー・ボトムス・ニット・婦人服など）の組織を再編し、ヤング・ミセス双方の顧客層にトータルコーディネート（一定のコンセプトに沿ってシルエット・色彩・素材を組み合わせる提案）で訴求できる商品企画を強化してまいります。また、ベビー・キッズアパレル事業についても、新生児・トドラー・キッズの年齢層に応じた組織といたしました。組織改編に当たっては、外部の専門家も交えながら、改めて企画提案プロセスの見直しと企画力の向上を図ってまいります。加えて、全社横断組織として生産統括部を新設し、生産委託工場との連携強化、きめ細かい生産進捗管理を進め、品質のレベルアップに努めてまいります。

また、当社が客観的指標として位置づけておりますのは営業利益であります。

株式会社の支配に関する基本方針の概要

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆さまをはじめ当社の従業員、取引先などとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な視野のもと当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させる者でなければならないと考えます。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるためには、具体的な施策として、後記に記載の施策を多面的かつ継続的に実施することが必要となりますが、これらの施策を実施するうえで、当社が有する経営ノウハウ及び人材が重要な経営資源として位置付けられることは勿論のこと、取引先などとの長期にわたる信頼関係が重要な基盤となります。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を目指す当社の経営に当たっては、専門性の高い業務知識や経営ノウハウを備えた者が取締役役に就任して、中長期的な視野のもと財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当するとともに、株主の皆さまをはじめ、当社の従業員、取引先などとの間に築かれた信頼関係を十分理解したうえで、具体的な施策を継続的に実行することなくしては、将来にわたって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を図ることはできないものと考えております。

・当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業理念及び企業価値向上に向けた取組み

当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」を経営哲学とし、「夢のあるおもしろい企業を創り、心の豊かな社会を目指す」を経営理念に掲げ、付加価値の高い商品の企画提案力の強化、多品種小ロット・短納期化ニーズへの対応、経営体制の効率化、物流拠点の集約等により、企業価値向上に向けた継続的な取り組みを強化・推進してまいりました。

さらに、「グローバルチャレンジ/変革と前進」をキーワードに、中長期的な視点から海外市場をはじめとした新しいマーケットの開拓を目指しております。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組み

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行を監督しております。また、当社は、独立役員である社外取締役を4名（そのうち2名は監査等委員である社外取締役）とし、取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査等委員会（上記のとおり独立役員である社外取締役2名が監査等委員に含まれます。）は、監査方針及び監査計画に基づいて、取締役の職務執行の監査を行うほか、会計監査人や内部監査部門とも連携して、意見・情報交換を行っております。

社内管理体制においても、統合リスク管理委員会とコンプライアンス委員会を設置し、統合リスク管理委員会の下に統合リスク管理部会と内部統制整備部会を置くなど、内部統制機能及び監査機能の強化を図っております。

これらのコーポレート・ガバナンス体制の品質向上を図ることにより、経営の透明性と健全性を継続的に高め、株主の皆さまやお得意さまはもとより社会全体から高い信頼を得るように努めております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の内容
（概要は資料1のとおりです。）

(1) 本対応方針の目的

近時、事業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、企業の事業戦略の一手段として他企業の買収が一般的に考慮される時代となりました。

当社取締役会は、当社の買収を企図した大規模買付行為であっても、それが会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められない限り、これを阻止しようとするものではありません。当社株券等の大規模買付行為を受入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大規模買付行為がなされた場合、株主の皆さまが大規模買付者の買付行為が妥当かどうかを判断いただくための十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合が生じる可能性も否定できません。

本対応方針は、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等に対する買付等がなされる際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるという観点から、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会を確保することを目的として大規模買付ルールを定め、併せて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて発動しうる大規模買付行為に対する相応の対抗措置を定めるものです。

(2) 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）とします。

(注1)：特定株主グループとは、

() 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

() 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）をいいます。

(注2)：議決権割合とは、

() 特定株主グループが、(注1)の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとし

ます。）

() 特定株主グループが、(注1)の()記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3)：株券等とは、

同法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

(3) 大規模買付ルールの内容

当社は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会が確保され、ひいては当社の企業価値と株主共同の利益につながることを重要であると考えます。この大規模買付ルールとは、

() 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、

() 当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後（株主意思確認のための株主総会が招集される場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が承認されなかった場

合)にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。
具体的には以下のとおりであります。

意向表明書の提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要等及び大規模買付ルールを遵守する旨を示していただきます。

情報提供の要求

次に、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を大規模買付者に提供していただくために、当社取締役会は、大規模買付者に対し、の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付情報の項目を記載した書面を交付します。

大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりです。

- (a)大規模買付者及びグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（氏名または名称及び住所または所在地、代表者の役職及び氏名、会社等の目的及び事業の内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、国内連絡先、設立準拠法、過去の法令違反等の有無及び内容を含みます。）
- (b)大規模買付行為の目的、方法及び内容（関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の対価の種類・価格、買付等の時期等を含みます。）
- (c)買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその根拠を含みます。）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (d)当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- (e)大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先等利害関係者の処遇方針
- (f)大規模買付情報の一部を提供できない場合には、その具体的な理由

なお、大規模買付情報は株主の皆さまの判断及び取締役会の意見形成のために必要な範囲に限定されますが、大規模買付者から提供していただいた情報だけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで、合理的な回答期間を定めた上で、追加的に情報提供を求めることがあります。

但し、当社取締役会が情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、大規模買付情報の一部の提供を受けていないことをもって大規模買付情報の提供が完了していないと判断することはできないことといたします。情報提供期間の満了までに大規模買付者が大規模買付情報の一部について情報提供を行わなかった場合、その事実及び理由は、他の大規模買付情報とともに、株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報として開示、評価及び検討の対象といたします。

大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

取締役会による評価期間及び大規模買付情報等の開示

大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することができません。

すなわち当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）のほか、社外取締役の助言を最大限尊重して、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、株主の皆さまに対し開示します。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

当社取締役会が、後記(4)記載のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動につき株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、以下に定める要領に従って、新株予約権の無償割当等を行うこ

と、またはこれを当社取締役会に委任することを議案とする株主総会（以下「本件株主総会」といいます。）を開催するものとします。

本件株主総会は、取締役会評価期間終了後60日以内に開催するものとしますが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は、事務手続き上可能な最も早い日に開催するものとします。

当社取締役会が本件株主総会を開催することとした場合は、大規模買付者は、本件株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできません。

- (a) 当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した後速やかに本件株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本件基準日」といいます。）を設定し、本件基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
 - (b) 本件株主総会において議決権を行使できる株主は、本件基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
 - (c) 本件株主総会の決議は、法令及び当社定款第17条第1項に基づき、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
 - (d) 当社取締役会は、本件株主総会にて株主の皆さまが判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本件株主総会の基準日を設定した後であっても、本件基準日の変更、または本件株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。
- なお、当社取締役会は、本件株主総会開催の決定及び本件株主総会の決議内容について速やかに開示することとします。

(4) 大規模買付行為が為された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、原則として、大規模買付行為を阻止するものではありません。

しかしながら、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、大規模買付行為において、例えば次の(a)から(e)までに掲げられる行為が意図されており、その結果として、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に下記の対抗措置をとることがあります。

- (a) 株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
- (b) 経営を一時的に支配し、重要な資産を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行う行為
- (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 経営を一時的に支配し、高額資産を処分させ、一時的な高配当や株価高騰の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (e) 強圧的二段階買付等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等の行為

なお、当該大規模買付行為において、大規模買付者が上記(a)から(e)に記載の意図を有している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限ってとるものであり、かかる大規模買付者の意図がそれらに形式的に該当することのみを理由として上記例外的措置をとることはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

意向表明書の提出や大規模買付情報の提供をしないなど大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待できない事項もあること等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、大規模買付情報の一部が大規模買付者によって提出されないことのみをもって大規模買付ルールの不遵守と認定することはしないものとします。

対抗措置の内容

具体的な対抗措置については、当社定款に基づく新株予約権の無償割当等、法令及び定款により認められる対抗措置の中から最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

新株予約権の無償割当をする場合の概要は資料2に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件を付すことや、新株予約権者に対して当社株

式を交付するのと引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項を付けることがあります。

対抗措置発動の手続

対抗措置の発動は上記及びに従い、独立の外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など)のほか、社外取締役の助言を最大限尊重して、当社取締役会で決定することといたします。但し、当社取締役会がなお株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、株主総会の開催を求めることがあります。

対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切な開示を行います。なお、かかる開示には、対抗措置発動に関し助言を得た外部専門家の氏名または名称及び助言内容並びに対抗措置発動についての当社の考え方を含めるものとします。

対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でない場合には、独立の外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など)のほか、社外取締役の助言を最大限尊重して、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

2 株主及び投資家の皆さまに与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付ルールは、大規模買付者に対して、大規模買付行為を行うに当たり従うべきルールを定めたものであり、株主の皆さまの所有する当社株券等に係る法的権利及び経済的利益に対して直接的な影響を与えるものではありません。

また、大規模買付ルールは、当社株主の皆さまに対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために、必要な情報と当社取締役会の意見や代替案をそれぞれ提供するものであります。これにより、株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆さまは、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権の割当てを無償で受けることとなります。

そして、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を無償にて受領することとなります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に、当社取締役会が当該新株予約権の発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなることとなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続き

対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合に、株主の皆さまがこの割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまには、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、申込みを要することなく新株予約権が割当てられます。

また、当社が新株予約権の取得の手続きをとった場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、申込みや金銭の払い込みを要することなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示いたします。

3 本対応方針の有効期限、廃止及び変更等

本対応方針の有効期限は、2021年5月に開催される予定の定時株主総会終結の時までといたします。

なお、当社は、関係法令等の整備状況や企業価値・株主共同の利益保護の観点を踏まえ、本対応方針の見直しを随時行い、必要に応じて取締役会決議または株主総会決議により本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。

本対応方針の廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って情報開示いたします。

また、本対応方針の有効期限以降、本対応方針の継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会のご承認を得ることとします。

4 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する大規模な買付等がなされる場合に、それに応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会の確保を目的として、大規模買付ルールを設定し、大規模買付行為を行う者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとし、当該大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会として、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）のほか、社外取締役の助言を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じることを内容としております。このような本対応方針は、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

(2) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針が、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則や、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言の趣旨に沿った内容となっております。

本対応方針は、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保し、株主の皆さまが、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという目的をもって導入されるものです。

本対応方針の有効期間は、継続の承認を得た定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。また、本対応方針は、その有効期間満了前であっても、株主総会決議または取締役会決議により、廃止することが可能です。なお、当社は、株主総会における取締役の解任要件を普通決議から加重はしておりません。

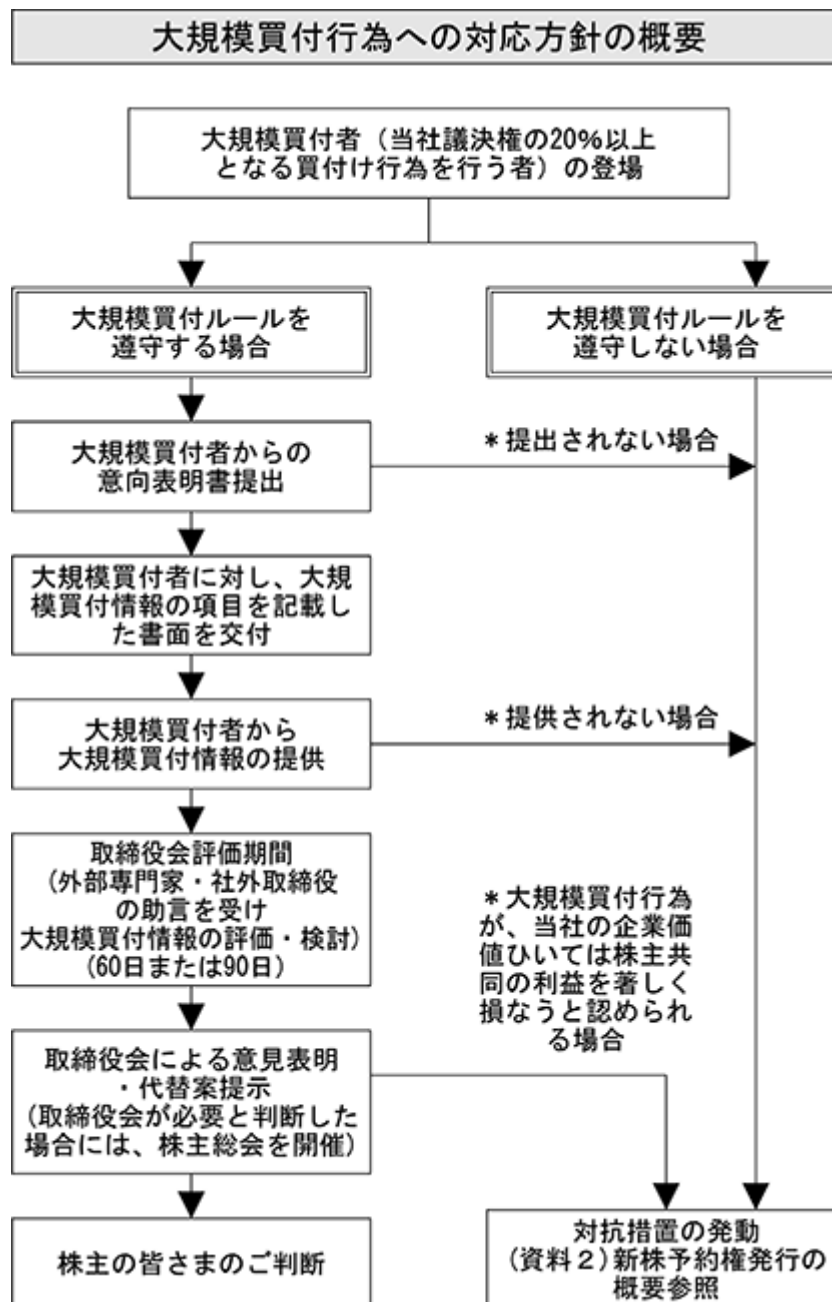
当社取締役会は、本対応方針が定める対抗措置発動の判断において、独立の外部専門家のほか、社外取締役の助言を最大限尊重しなければならないこととしております。また、かかる助言及び当社取締役会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとしており、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

以上のほか、本対応方針は、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止すべく、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように工夫されております。

(注) 当社が2020年5月27日開催の第109期定時株主総会における定款変更の決議により監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、同総会後の取締役会において、本対応方針に記載の「社外取締役及び社外監査役」を「社外取締役」に変更するなど本対応方針に所要の変更を行っております。

(資料1)

本対応方針の概要



(資料2)

新株予約権発行の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをすることなく新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

本対応方針の発効日以降に議決権割合が20%以上となったことのある特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定めるものとする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができる。

2 【事業等のリスク】

事業等のリスク情報につきましては、以下の通りであります。

なお、以下に記載している将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

消費者の嗜好の変化などに伴うリスク

当社グループが取り扱う衣料品は、ファッショントレンドの変化による影響、景気動向が消費意欲に与える影響、他社との競合による販売価格の抑制などを受けやすい傾向にあります。このような状況下におきまして、当社グループは情報力、分析力の強化による企画精度の向上や生産期間の短縮化を図り、売れ筋商品の開発に努めておりますが、さらなる競合の激化や、予測と異なるトレンドの変化に対して適切な商品政策が実施できない場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

為替に関するリスク

当社グループは、仕入高に占める海外商品の依存度が高く、主として米ドル決済を行っております。為替リスクヘッジのために四半期ごとに仕入れ予測に基づいた実需の範囲で為替予約を実施しております。しかしながら、予期せぬ為替レートの変動が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

生産地に関するリスク

当社グループは、中国や韓国等のアジア地域における生産の依存度が高くなっております。そのため、予期しない法律または規制の変更、不測の政治体制または経済政策の変化、テロ・戦争・天災・その他要因による国・地域の混乱、重大な影響を及ぼす流行性疾患の蔓延などにより、商品の調達に支障が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

販売先に関するリスク

）売上高依存度

当社グループの販売先上位5社における売上高依存度は約43.6%であります。当社グループは主力販売先との緊密な関係を強化するよう常に心掛けるとともに、新規販路の拡大を重要な営業政策としておりますが、販売先の経営方針の変更等予期せぬ事態により取引の中断や取引の継続に支障が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

）与信面

当社グループにおける主要な販売先は、量販店、専門店、通販、百貨店等の小売業者及び衣料品卸売業者と多岐にわたります。当社グループにおいては、これらの販売先に対して、社内規定等に基づいた与信管理を徹底し、万全な債権の保全に努めておりますが、予期せぬ経営破綻等により貸倒損失の発生や、売上高の減少が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

天候に関するリスク

レディス・アパレルをはじめとした当社グループの主要製品は、シーズン性が強いアパレル製品の割合が高く、冷夏・暖冬等の天候不順によりシーズン商品の販売が予測と大きく異なった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

個人情報に関するリスク

当社グループは、個人情報保護に関して、情報の利用や管理等について社内で安全管理体制を整えておりますが、予期せぬ事由によって外部漏洩が発生し、社会的信用の低下や損害賠償責任が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

新規事業に伴うリスク

当社グループは、企業価値を高めていくために、顧客や市場の変化に柔軟に対応した業態開発や、ブランド開発などの事業投資に積極的に取り組んでおります。事業投資については予め十分な調査・研究を行っておりますが、市場環境の変化により、事業活動が計画どおりに進捗しなかった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

品質に関するリスク

当社グループは、商品の品質管理におきまして、厳しい品質基準を設け適切な管理体制のもと対応しておりますが、当社グループまたは仕入先などに原因が存する予期せぬ事由により、商品の製造物責任を問われる事故が発生し、当社グループの企業・ブランドイメージの低下や損害賠償責任が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

また、商品の品質不良発生により主力販売先と取引が継続できない状態が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

ライセンス契約に関するリスク

当社グループは様々な企業からライセンス供与を受けておりますが、契約の満了、解除または大幅な条件変更があった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

新型コロナウイルス感染症に関するリスク

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しており、今後、事態の長期化や感染拡大の状況においては、生産拠点、物流体制、経済活動停滞と個人消費の減少により販売活動に支障が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度における当社の経営成績であります。コア事業であるポリウムゾーン（一般的な価格帯）の衣料品市場においては、消費者の低価格志向や、それに伴うサプライヤー（納入業者）間の厳しい価格競争が続いております。また、大手アパレルメーカーや大手GMS（量販店）は衣料品の売り場縮小を進め、一部の外資系ファストファッションは日本から撤退する一方で、EC（インターネットによる販売）による衣料品販売額は着実に増加するなど、衣料品市場は大きな転換期に入っていると認識しております。

こうした状況において当社は、全社テーマとして“バックホーム”（原点回帰）を掲げ、適正な利益率の確保と同時に付加価値の高い商品群の提案強化による売上挽回に取り組んでまいりました。また、中長期的課題としてB to C（小売事業）へのチャレンジやサステナビリティ（環境や限られた資源への負荷を意識した企業活動）に取り組んでいるところであります。

しかしながら、7月の記録的な日照不足や暖冬などの天候要因や、得意先に「引き付け型発注」（店頭の実需動向から発注時期を慎重に見極める）の傾向が強くなったことにより、年間を通して苦戦を強いられました。加えて、1月下旬以降の新型コロナウイルス感染症の発生を受け、取扱商品の大半を占める中国の生産協力工場の操業停止の影響により春物・初夏物商品に納期遅延が発生いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は60,274百万円（前期比7.0%減、うち新型コロナウイルス影響で7億4千万円減少）に止まることとなりました。損益面においては、減収の影響により、営業損益は103百万円の損失（前期は101百万円の営業利益）、経常損益は1百万円の利益（前期比99.3%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、前連結会計年度に計上していた減損損失1,507百万円の影響がなくなり、45百万円の純利益（前期は1,621百万円の純損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

テキスタイル・アパレル関連事業

前述の天候要因、「引き付け型発注」の傾向が強くなったことや、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高は53,800百万円（前期比8.0%減）、営業損失は641百万円（前期は440百万円の営業損失）となりました。

賃貸事業

賃貸物件の取得に伴い、売上高は861百万円（前期比10.5%増）、営業利益は561百万円（前期比6.8%増）となりました。

その他

化成品事業の増収などに伴い、売上高は5,612百万円（前期比0.6%増）となりましたが、新規事業の立ち上げ費用の発生などにより、営業損失は28百万円（前期は11百万円の営業利益）となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
アパレル・テキスタイル関連事業	830	5.5
賃貸事業		
その他		
合計	830	5.5

- (注) 1. 金額は製造原価であります。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
アパレル・テキスタイル関連事業	41,588	9.8
賃貸事業		
その他	5,057	1.4
合計	46,645	9.0

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

受注状況

該当事項はありません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
アパレル・テキスタイル関連事業	53,800	8.0
賃貸事業	861	+10.5
その他	5,612	+0.6
合計	60,274	7.0

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
㈱しまむら	17,574	27.1	17,553	29.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

総資産

流動資産は、前連結会計年度末比2,012百万円減少し、18,840百万円となりました。これは主として、受取手形及び売掛金が854百万円、商品及び製品が608百万円減少したことなどによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末比1,078百万円減少し、25,853百万円となりました。これは主として、投資有価証券が1,050百万円減少したことなどによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末比3,091百万円減少し、44,694百万円となりました。

負債

負債は、前連結会計年度末比2,254百万円減少し、12,074百万円となりました。これは主として、未払金が407百万円増加しましたが、支払手形及び買掛金が1,760百万円、長期借入金が925百万円減少したことなどによるものであります。

純資産

純資産は、前連結会計年度末比836百万円減少し、32,619百万円となりました。これは主として、利益剰余金が

165百万円、その他の包括利益累計額が670百万円減少したことなどによるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)につきましては、前連結会計年度末に比べ104百万円(3.0%)減少の3,406百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動により増加した資金は、875百万円(前期は283百万円の減少)となりました。これは主に、仕入債務が1,760百万円減少となった一方で、税金等調整前当期純利益が87百万円、減価償却費が276百万円、売上債権が851百万円減少、たな卸資産が590百万円減少、その他の負債が451百万円増加となったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動により増加した資金は、423百万円(前期は2,621百万円の減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が522百万円、投資有価証券の取得による支出が144百万円となった一方で、有形固定資産の売却による収入627百万円、投資有価証券の売却による収入631百万円となったことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動により減少した資金は、1,386百万円(前期は290百万円の増加)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が950百万円、配当金の支払額が372百万円となったことなどによるものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

主要な資金需要および財源

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、賃貸不動産の取得、設備新設・改修等によるものであります。

これらの資金の財源につきましては、営業活動によるキャッシュフロー及び自己資本のほか、金融機関からの借入による資金調達にて対応していくこととしております。

資金の流動性

当社及び国内連結子会社においてCMS(キャッシュ・マネージメント・システム)を導入することにより、各社における余剰資金の一元管理を行うことで、資金効率の向上を図っております。

(5) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。これらの見積りについては過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、見積もりには不確実性が伴い、実際の結果と異なる場合があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、613百万円であります。その主な内訳は、賃貸事業におけるティー・ティー・シー(株)の賃貸不動産の取得であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

2020年2月29日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース資産	その他		合計
本社 (名古屋市西区) (注)2	アパレル・ テキスタイル関連事業	事務所設備		0			1,286	1,286	527
東京支店 (東京都中央区) (注)2	アパレル・ テキスタイル関連事業	事務所設備					12	12	101
大阪支店 (大阪市中区) (注)2	アパレル・ テキスタイル関連事業	事務所設備	6				1	7	28
(名古屋市中区)	賃貸事業	賃貸用土地			11,828 (3)			11,828	

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は器具備品であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2. 連結会社以外から建物を賃借しております。
3. 上記の他、連結会社以外から賃借及びリースをしている主要な設備の内容は、下記の通りであります。

所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地面積 (千㎡)	年間賃借料 及びリース料 (百万円)
愛知県犬山市	アパレル・テキスタイル関連事業	物流設備	57	627

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 連結子会社の(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザが管理運営しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年2月29日)	提出日現在 発行数(株) (2020年5月28日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,600,000	9,600,000	東京証券取引所市場第一部 名古屋証券取引所市場第一部	単元株式数は 100株であります
計	9,600,000	9,600,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2017年5月24日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年9月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施するとともに単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。これにより、当該株式併合以前に発行した新株予約権について、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

2007年新株予約権

決議年月日	2007年5月23日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン 3 Bプラン 7	
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン 27	(注) 1	
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン 5,400	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン 2007年6月23日～2014年6月22日 Bプラン 2007年6月23日～2027年6月22日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2		
新株予約権の行使の条件	(注) 3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	(注) 4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5		

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2026年6月22日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2026年6月23日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当て契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2008年新株予約権

決議年月日	2008年5月21日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン Bプラン	3 7
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン	64	(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン	12,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン	2008年6月21日～2015年6月20日	
	Bプラン	2008年6月21日～2028年6月20日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	
	資本組入額	(注)2	
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5		

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2027年6月20日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2027年6月21日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2009年新株予約権

決議年月日	2009年5月20日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン Bプラン	4 7
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン	53	(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン	10,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン	2009年6月20日～2016年6月19日	
	Bプラン	2009年6月20日～2029年6月19日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	
	資本組入額	(注)2	
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5		

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2028年6月19日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2028年6月20日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認

認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2010年新株予約権

決議年月日	2010年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 47 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 9,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2010年6月19日～2030年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2029年6月18日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2029年6月19日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場

合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

- 合併(当社が消滅する場合に限る)
- 合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
- 吸収分割
- 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- 新設分割
- 新設分割により設立する株式会社
- 株式交換
- 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- 株式移転
- 株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2011年新株予約権

決議年月日	2011年5月18日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Bプラン	7
新株予約権の数(個)	Bプラン	73	(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Bプラン	14,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Bプラン 2011年6月18日～2031年6月17日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5		

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2030年6月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2030年6月18日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

- 合併(当社が消滅する場合に限る)
- 合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
- 吸収分割
- 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- 新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2012年新株予約権

決議年月日	2012年5月23日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン Bプラン	5 7
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン	61	(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン	12,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン	2012年6月23日～2019年6月22日	
	Bプラン	2012年6月23日～2032年6月22日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	
	資本組入額	(注)2	
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5		

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。
- 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2031年6月22日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2031年6月23日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

- 新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2013年新株予約権

決議年月日	2013年5月22日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン Bプラン	5 7
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン	71	(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン	14,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン	2013年6月22日～2020年6月21日	
	Bプラン	2013年6月22日～2033年6月21日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	
	資本組入額	(注)2	
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5		

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2032年6月21日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2032年6月22日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2014年新株予約権

決議年月日	2014年5月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 73 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 14,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2014年6月21日～2034年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2033年6月20日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2033年6月21日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものと

ます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2015年新株予約権

決議年月日	2015年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 69 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 13,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2015年6月20日～2035年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2034年6月19日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2034年6月20日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2016年新株予約権

決議年月日	2016年5月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 81 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 16,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2016年6月18日～2036年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2035年6月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2035年6月18日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2017年新株予約権

決議年月日	2017年5月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7

新株予約権の数(個)	Bプラン 79 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 15,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2017年6月17日～2037年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2036年6月16日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2036年6月17日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2018年新株予約権

決議年月日	2018年5月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 6
新株予約権の数(個)	Bプラン 24 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 4,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1

新株予約権の行使期間	Bプラン 2018年6月16日～2038年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2037年6月15日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2037年6月16日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数	発行済株式 総数残高	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年9月1日(注)	38,400,000	9,600,000		3,622		4,148

(注)2017年5月24日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年9月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施いたしました。

(5)【所有者別状況】

2020年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		30	16	123	49	6	6,148	6,372	
所有株式数 (単元)		19,089	654	39,515	2,327	12	34,318	95,915	8,500
所有株式数 の割合(%)		19.90	0.68	41.20	2.43	0.01	35.78	100.00	

(注) 1. 自己株式272,117株は、「個人その他」に2,721単元、「単元未満株式の状況」に17株含まれております。
2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ5単元及び84株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社キョクヨーホールディングス	名古屋市天白区御幸山120 1	2,400	25.72
株式会社旭洋興産	名古屋市天白区御幸山120 1	420	4.50
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2 7 1	258	2.76
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1 13 1	240	2.57
タキヒヨー取引先持株会	名古屋市西区牛島町6 1 タキヒヨー取引先持株会事務局	210	2.25
滝 茂 夫	名古屋市千種区	170	1.82
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 6 6	164	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1 8 11	124	1.33
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1 4 1	120	1.28
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 11 3	115	1.23
計	-	4,224	45.22

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式272千株があります。

2. 2020年2月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2020年2月10日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年2月29日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	258	2.69
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	112	1.17
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	25	0.27
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	113	1.19
計		509	5.31

なお、2020年3月16日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2020年3月9日現在で同社の保有する株式等について、保有株券等の412千株、株券等保有割合4.30%に減少している旨が記載されております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 272,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,319,400	93,194	
単元未満株式	普通株式 8,500		
発行済株式総数	9,600,000		
総株主の議決権		93,194	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれております。

2. 「単元未満株式」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式84株及び当社保有の自己株式17株がそれぞれ含まれております。

【自己株式等】

2020年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) タキヒヨー株式会社	名古屋市西区牛島町 6番1号	272,100		272,100	2.83
計		272,100		272,100	2.83

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年3月17日)での決議状況 (取得期間2020年3月18日~2020年6月30日)	200,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存議決株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	1,700	2,726,500
提出日現在の未行使割合(%)	99.2	99.1

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年5月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	64	114,176
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(ストックオプションの権利行使)	600	1,257,000		
保有自己株式数	272,117		273,817	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、長期的な経営基盤の確立のため、財務体質の強化に努めるとともに、配当についても株主への利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。更に、安定した配当を継続するとともに、内部留保を充実すること等を勘案して決定する方針を採っております。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり40円(うち中間配当金20円)としております。

内部留保資金につきましては、市場ニーズに応える商品開発及び将来を展望した事業展開の投資に備えるものとしたと考えております。

当社は「取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年9月30日 取締役会決議	186	20.00
2020年5月27日 定時株主総会決議	186	20.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、常に実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に努め、その充実に継続的に取り組んでおります。また、取締役会の監督機能の更なる向上、審議の一層の充実及び経営の意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社を採用しております。主に次の観点からコーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- ・株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- ・独立社外取締役及び監査等委員会が取締役候補の選解任、取締役の報酬など重要事項の検討に関与し、取締役会による業務執行に対する監督機能を実効化します。
- ・中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2020年5月27日開催の第109期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行の目的は、監査等委員会が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任および報酬等についての意見陳述権を有すること、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を有すること等により、取締役会の監督機能の実効性を高め、ガバナンス体制の一層の充実を図ることにあります。

また、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役へ委任することが可能になり、より迅速な経営の意思決定を行うことで、業務執行の機動性を向上させ、企業価値の更なる向上を目指します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名で、そのうち2名は社外取締役、監査等委員である取締役は3名で、そのうち2名は社外取締役であります。

当社は営業部門とスタッフ部門を設け、各々に営業本部長と部門統轄を配置し、取締役会からの権限委譲を図っております。加えて、執行役員制を導入することで、意思決定及び業務執行の迅速化と取締役会の活性化を図り、取締役が担う経営に関する意思決定及び監督機能と、執行役員が担う業務執行機能を明確に分離し、更なるガバナンスの強化を図っております。また、営業政策上重要な事項について意思決定の迅速化を図るため、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員および社長執行役員が指名する者によって構成する経営会議を定期的に開催いたしております。

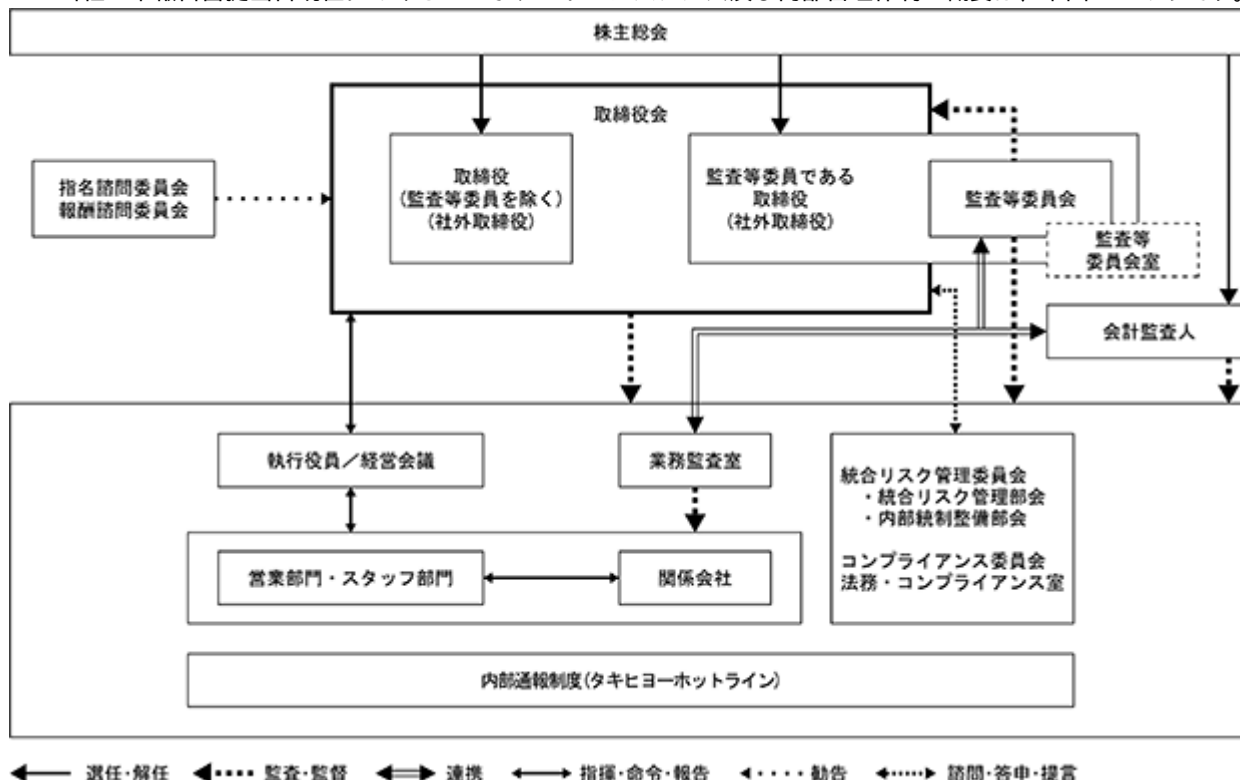
監査等委員会は定期に開催され、必要である時は随時開催することができ、監査方針及び監査計画に基づいて、取締役の職務執行の監査、重要書類の閲覧等の監査を行っており、会計監査人や内部監査部門とも連携して、意見・情報交換を行っております。

上記取締役会、監査等委員会の構成員は次のとおりであります。

役職	氏名	取締役会	監査等委員会
代表取締役会長執行役員	滝 茂夫		
代表取締役社長執行役員	滝 一夫		
取締役専務執行役員	岡本 智		
取締役専務執行役員	武藤 篤		
取締役執行役員	池田 雅彦		
取締役執行役員	柚木 健太郎		
社外取締役	今井 博		
社外取締役	小笠原 剛		
取締役(常勤監査等委員)	丹羽 卓三		
社外取締役(監査等委員)	鷲野 直久		
社外取締役(監査等委員)	菊間 千乃		

表中の「 」は機関の構成員であることを示しており、「 」は議長であることを示しております。

当社の本報告書提出日現在におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の概要は、下図のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムに関する基本的方針及び整備の状況

〔取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制〕

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は第109期から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監督機能の強化によるガバナンス体制の一層の充実を図っております。

監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名と、監査等委員である社外取締役2名で構成され、取締役の職務の執行の監査を行います。当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」の経営哲学に基づき、業務の適正を図ってきたことに鑑み、取締役会と監査等委員会がこれらの哲学と情報を共有し、連携を図り、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監視することにより、その適正を一層図っております。

b 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報について、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行います。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき「統合リスク管理委員会」を設置し、その下に「統合リスク管理部会」と「内部統制整備部会」を置いております。

「統合リスク管理委員会」は、網羅的なリスクの洗い出し及びリスクカテゴリーごとの定量的・定性的な評価を行った結果を踏まえ、「統合リスク管理シート」を作成し、定期的に取り締り会へ報告しております。

また、法務・コンプライアンス室を設け、法的リスクの管理を強化しております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行の効率性の確保は、「組織規程」、「決裁権限規程」等の業務管理諸規程に従い行うこととし、併せて、「経営会議規程」に基づき経営会議を定期的開催し、会社の経営戦略の見直しを図っております。

e 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を設置し、従業員の事業活動に関わるコンプライアンス体制の構築、整備を推進しております。

業務監査室は、「内部監査規程」に基づきコンプライアンス体制の妥当性を監査し、従業員の事業活動の健全性を確保しております。

また、法令・諸規程に反する行為を早期に発見し是正することを目的として、匿名性・利便性を確保した社外相談窓口（タキヒヨーホットライン）の内部通報制度を設置しております。

f 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に則った当社グループの財務報告に関する内部統制システムとしては、年度の「基本計画書」、
「内部統制評価規程」及び「内部統制評価マニュアル」に基づき財務報告の信頼性に影響を与える事象を抽出・評
価、不備があると判断される場合には業務プロセスの見直しを図るなどして、適正な報告を実施しております。

g 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

) 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」は、子会社の取締役の職務執行に係る事項のうち、当社の取締役会の承認が必要な事項
及び当社の取締役会への報告が必要な事項を定め、企業集団の総合的なリスク管理及び内部統制の強化を図って
おります。

) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体の一元的なリスク管理を実施するための「リスク管理規程」に基づき、当社の「統合リスク管理
委員会」が上記) の報告及び業務監査室の内部監査により集められた子会社のリスク情報をまとめ、必要に応
じて当社の取締役会に報告しております。

) 子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性及び独立性を尊重するとともに、当社と子会社が相互に密接な連携のもと経営を円滑に
遂行し、総合的な事業の発展と相乗効果を図っております。

) 子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務監査室は「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を行い、子会社のコンプ
ライアンス体制の妥当性を監査しております。

h 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

「監査等委員会室」を設置し、監査等委員会を補助すべき従業員を配置する。また、監査等委員会は、職務の執
行に必要な場合は、業務監査室の所属員に職務の遂行の補助を委嘱できるものとする。「監査等委員会室」の所属員
および委嘱された業務監査室の所属員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立して、監査等委員
会の指示に従うとともに、監査等委員会から指示を受けた職務を遂行する上で必要な情報の収集権限を有するもの
とする。また、当該所属員の人事異動及び人事考課については、監査等委員会の事前同意を得るものとしており
ます。

i 監査等委員会への報告に関する体制

) 当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について取締役は監査等委員会
に報告し、従業員は、直属上長及び業務監査室に報告するものとしております。また、監査等委員会が必要と認
めた場合、取締役及び業務監査室は業務内容等について監査等委員会に報告するものとしております。

) 子会社の取締役・監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をする
ための体制

子会社の監査役は当社の監査等委員が兼務し、子会社の取締役会に出席しております。また業務監査室は定期
的に子会社の業務監査及び内部統制監査を実施し、当社の監査等委員会に監査結果を報告しております。

) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するた
めの体制

業務監査室は、監査等委員会と連携して、監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不
利な取扱いを受けていないかを監視するものとしております。

j 監査等委員会の職務の執行について生じる費用に関する事項

監査等委員会の職務の執行について生じる費用等については、監査等委員会の請求に応じすみやかに支払う体制
としております。

k その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の円滑な情報収集のため、当社及び子会社の重要情報の報告体制の整備を行っております。

l 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で
臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことといたします。

実際の対応に当たっては、総務部を統括部署とし、警察、企業防衛対策協議会など外部専門機関との連携を密に
して反社会的勢力に関する情報の収集、管理、周知を行うものとしております。

m 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限られます。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況〕

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

a 内部統制システム全般

統合リスク管理委員会は、会社法に係る内部統制及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価と確認を行っております。

定期的開催される内部統制整備部会では、当社及び当社グループの内部統制に関わる課題を検討し、業務改善を行っております。

b コンプライアンス

コンプライアンス委員会では、当社及び当社グループのコンプライアンスの実態を定期的に把握し、対策を講じております。

業務監査室及び法務・コンプライアンス室は、定期的に社内研修を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

c 統合リスク管理

統合リスク管理委員会は、四半期にリスクカテゴリーごとのリスク評価を実施し、統合リスク管理シートを作成して取締役会に報告を行っております。

定期的開催される統合リスク管理部会では、当社及び当社グループのリスクを洗い出し、必要に応じて対策を講じております。

d 子会社管理

取締役会は、関係会社管理規程に基づき、子会社の一定事項について承認を行い、必要に応じて報告を受けております。

常勤監査等委員及び業務監査室は、子会社を定期的に往査し、相互に情報共有を行っております。

ロ．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

ハ．取締役等の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

ニ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以って行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

ホ．株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

1) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

2) 中間配当

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。

ヘ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以って決する旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和させることにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長執行役員	滝 茂 夫	1951年 8月18日生	1974年 4月 モビリア㈱入社 1984年 4月 同社営業第一部部长 1986年 4月 当社入社 1989年 5月 取締役シャンパール副担当 1990年 9月 常務取締役アンクライン、ダナ・キャラン担 当 1993年 3月 取締役副社長 1994年 5月 取締役社長 2011年 3月 取締役会長 2016年 5月 代表取締役会長執行役員(現任)	(注) 3	170,590
代表取締役 社長執行役員 営業本部長	滝 一 夫	1960年 1月27日生	1990年 3月 当社入社 2003年 3月 執行役員テキスタイル事業部副事業部長兼テ キスタイル 部長兼企画開発室長 2004年 5月 取締役テキスタイル事業部長兼企画開発室長 2008年 3月 常務取締役テキスタイル事業部長 2008年 9月 常務取締役テキスタイル事業部長兼テキスタ イル 部長 2009年 3月 常務取締役テキスタイル事業部長兼テキスタ イル企画営業部長 2010年 3月 常務取締役営業部門副統轄 2011年 3月 取締役社長 2016年 5月 代表取締役社長執行役員 2019年 9月 代表取締役社長執行役員営業本部長(現任)	(注) 3	113,460
取締役 専務執行役員 営業副本部長	岡 本 智	1957年 8月16日生	1980年 4月 当社入社 2000年 3月 アパレル事業部ベビー・キッズ 部長 2005年 3月 執行役員アパレル事業部ベビー・キッズ 部 長兼ベビー・キッズ 部長 2008年 3月 執行役員アパレル事業部婦人服部長 2008年 5月 取締役アパレル事業部婦人服部長 2010年 3月 取締役第2 営業部統轄兼婦人服部長 2011年 3月 常務取締役第2 営業部統轄 2013年 3月 専務取締役営業本部長 2016年 5月 取締役専務執行役員営業本部長 2019年 3月 取締役専務執行役員営業本部長兼アパレル第 二営業部担当 2019年 9月 取締役専務執行役員営業副本部長兼アパレル 第二営業部担当 2020年 3月 取締役専務執行役員営業副本部長(現任)	(注) 3	14,400
取締役 専務執行役員 スタッフ部門統轄 兼 アパレル第一営業部担当 兼 コマダ営業部担当 兼 経営企画部長 兼 法務・コンプライアンス 室長	武 藤 篤	1956年 2月23日生	1978年 4月 (株)東海銀行(現株)三菱UFJ銀行)入行 2006年 1月 (株)三菱東京UFJ銀行(現株)三菱UFJ銀行) 企画部部长 2006年 4月 当社入社執行役員特命担当兼スタッフ部門担 当 2006年 5月 取締役特命担当兼スタッフ部門担当 2007年 3月 取締役特命担当兼スタッフ部門担当兼経営企 画部長 2009年 3月 常務取締役特命担当兼スタッフ部門担当兼経 営企画部長 2012年 3月 常務取締役スタッフ部門統轄兼経営企画部長 2015年 3月 専務取締役スタッフ部門統轄兼経営企画部長 2017年 3月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄兼経営 企画部長 2019年 4月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄兼コマ ダ営業部担当兼経営企画部長 2020年 3月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄兼アパ レル第一営業部担当兼コマダ営業部担当兼経 営企画部長兼法務・コンプライアンス室長 (現任)	(注) 3	9,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役執行役員 アパレル第一営業部副担当 ヤング・トップス部、 ヤング・ボトム部、 ヤング・キャリア部管掌 兼 生産統括部管掌 兼 大阪支店長	池田 雅彦	1964年10月13日生	1987年4月 当社入社 2007年3月 アパレル事業部婦人 部長 2013年3月 執行役員アパレル営業部婦人 部長 2013年5月 取締役アパレル営業部婦人 部長 2015年3月 取締役婦人販売グループ統轄兼大阪支店長 2016年5月 取締役執行役員テキスタイル営業部統轄兼婦人販売グループ販売 部長兼大阪支店長 2017年3月 取締役執行役員テキスタイル営業部統轄兼国際営業部統轄兼大阪支店長 2017年11月 取締役執行役員アパレル第一営業部婦人部・部担当兼大阪支店長 2019年3月 取締役執行役員アパレル第一営業部婦人部・部・婦人服部・婦人販売部担当兼大阪支店長 2020年3月 取締役執行役員アパレル第一営業部副担当ヤング・トップス部、ヤング・ボトム部、ヤング・キャリア部管掌兼生産統括部管掌兼大阪支店長(現任)	(注) 3	3,000
取締役執行役員 アパレル第一営業部副担当 ミッシー・ミセス部管掌 兼 総合企画室長	柚木 健太郎	1965年1月23日生	1987年4月 当社入社 2008年3月 アパレル事業部婦人 部長 2013年3月 執行役員アパレル営業部婦人 部長 2015年3月 執行役員アパレル営業部婦人 部長 2016年3月 執行役員営業副本部長兼アパレル営業部婦人 部長 2016年5月 取締役執行役員営業副本部長兼アパレル営業部婦人 部長 2017年3月 取締役執行役員営業副本部長兼アパレル第一営業部統轄 2017年11月 取締役執行役員アパレル第一営業部担当兼婦人部・部担当 2019年3月 取締役執行役員アパレル第一営業部婦人部・部・部担当 2020年3月 取締役執行役員アパレル第一営業部副担当ミッシー・ミセス部管掌兼総合企画室長(現任)	(注) 3	4,100
取締役	今井 博	1952年7月17日生	1975年4月 (株)オンワード樺山(現(株)オンワードホールディングス)入社 2000年3月 同社執行役員ボールスミス事業本部長 2005年5月 同社取締役常務執行役員事業本部統括 2008年3月 同社執行役員ブランドマーケティング室長 2012年3月 同社執行役員レディス事業本部長 2014年3月 同社顧問 2015年6月 (株)マインドウインド入社 同社常務取締役レディス事業部長 2016年5月 当社取締役(現任)	(注) 3	200
取締役	小笠原 剛	1953年8月1日生	1977年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2004年5月 (株)UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)執行役員 2004年6月 同行取締役執行役員 2006年1月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)執行役員 2007年5月 同行常務執行役員 2008年6月 同行常務取締役 2011年5月 同行専務取締役 2012年6月 同行取締役副頭取 2016年6月 同行常任顧問 2018年6月 (株)三菱UFJ銀行顧問(現任) 2020年5月 当社取締役(現任)	(注) 3	
取締役 常勤監査等委員	丹羽 卓三	1964年10月23日生	1989年4月 当社入社 2012年3月 経理部長 2013年3月 監査室長 2015年5月 常勤監査役 2020年5月 当社取締役常勤監査等委員(現任)	(注) 4	4,200
取締役 監査等委員	鷲野 直久	1959年8月25日生	1984年4月 大成建設(株)入社 1991年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)名古屋事務所入所 1998年6月 (有)鷲野経営サービス代表取締役(現任) 2001年1月 鷲野公認会計士事務所所長(現任) 2009年5月 当社監査役 2019年1月 税理士法人鷲野会計代表社員(現任) 2020年5月 当社取締役監査等委員(現任)	(注) 4	5,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	菊間 千乃	1972年3月5日生	1995年4月 (株)フジテレビジョン入社 2011年12月 弁護士登録 2011年12月 弁護士法人松尾総合法律事務所入所(現任) 2018年6月 (株)コーセー社外取締役(現任) 2020年5月 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	
計					325,250

- (注) 1. 2020年5月27日開催の第109期定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 取締役 今井博、小笠原剛、鷲野直久、菊間千乃は社外取締役であります。
3. 2020年2月期に係る定時株主総会終結の時から1年間。
4. 2020年2月期に係る定時株主総会終結の時から2年間。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名(うち監査等委員である社外取締役は2名)であります。

社外取締役における経営監視体制、業務監査室における内部管理体制の監視によりコーポレート・ガバナンス体制は十分に機能していると判断しております。

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、今井博氏と小笠原剛氏の2名であります。今井博氏は大手百貨店アパレルメーカーの取締役としての幅広い見識と豊富な経験を、小笠原剛氏は金融機関の経営者として有する幅広い見識と豊富な経営経験を当社の経営にいかしていただけるものと判断しております。

今井博氏は、当社の株主であります。当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。同氏は、2008年3月まで株式会社オンワードホールディングスの取締役常務執行役員、2015年5月まで同社の顧問、2019年1月まで株式会社マインドウインドの常務取締役を務めておりました。また、株式会社オンワードホールディングス、株式会社マインドウインドは当社の得意先であります。株主や投資家の判断に影響を与えるような特別な取引はありません。その他に当社と株式会社オンワードホールディングス、株式会社マインドウインドとの間に特別な利害関係はありません。

小笠原剛氏は、2016年6月まで株式会社三菱UFJ銀行取締役副頭取、2018年6月より同行の顧問を務めております。株式会社三菱UFJ銀行は当社の株主であります。また当社は同行と取引金融機関として預金取引等を行っておりますが、これらの取引は通常の金融機関としての事実上の取引であり、株主や投資家の判断に影響を与えるような特別な取引はありません。その他に当社と同行との間に特別な利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役は、鷲野直久氏と菊間千乃氏の2名であります。鷲野直久氏は公認会計士としての専門的分野を含めた幅広い見識と豊富な実務経験を、菊間千乃氏は弁護士及びマスメディア関係者として有する幅広い見識と豊富な実務経験を、経営陣から独立した立場で当社の監査体制を強化していただけるものと判断しております。

鷲野直久氏は、当社の株主であります。当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

菊間千乃氏は、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役4名は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。なお、選任にあたっては、東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしており、社外取締役においては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」にて独立性基準を定めております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会において内部統制に関する事項、会計監査等の情報を得ております。また、取締役会への出席のみならず、監査等委員である社外取締役との会合、監査等委員である社外取締役に代表取締役を加えた会合に参加し、情報交換、認識の共有を進めております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会への出席と、常勤監査等委員である取締役が監査等委員会で、日常監査や業務監査室の監査結果その他についての報告を行っております。

また、業務監査室、監査等委員会及び会計監査人との連携については、定期的にミーティングを実施し、必要に応じて情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

加えて、監査等委員である社外取締役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員は、監査等委員である取締役3名で、そのうち2名は社外取締役で構成されており、原則として月1回開催される定時取締役会、適宜開催する臨時取締役会に出席し、中立の立場から取締役の意思決定及び業務執行に対しての監査機能を働かせるとともに、重要な決裁書類の閲覧、内部統制に関わる状況などの監査を行い、監査の実効性を確保しております。

また、業務監査室の監査報告会に出席の他、内部監査報告書の閲覧や適時に意見・情報交換を行っております。

内部監査の状況

当社は、内部監査部門として業務監査室を設置し、専任4名体制により、年間計画に基づいた業務監査や財務報告に係る内部統制の有効性の評価等を実施し、業務執行の適正化、効率化を図っております。業務監査室、監査等委員会及び会計監査人との連携については、定期的にミーティングを実施し、必要に応じて情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

また、業務監査室は、内部統制に関わる課題等について統合リスク管理委員会に報告するとともに、監査等委員会及び会計監査人と情報共有しております。

会計監査の状況

イ 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ 業務を執行した公認会計士

高橋浩彦氏
 水野大氏

ハ 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他11名であります。

二 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の評価において日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」の評価基準項目にもとづき、監査実務に関わる関連部署へのヒアリング結果も勘案して会計監査人の評価を実施し選定を行います。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ホ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

品質管理体制、ならびに監査チームの監査手続や当社の業務等に対する認識・理解度は相応のレベルを有しており、再任することについて問題は認められませんでした。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	32,000		32,000	
連結子会社				
計	32,000		32,000	

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イを除く)

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

ホ．監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬、賞与および株式報酬型ストックオプション（社外取締役を除く。）により構成され、会社業績を勘案し、職責や成果を反映した報酬体系としております。上記方針のもと、代表取締役、独立社外取締役及び監査等委員である取締役で構成する報酬諮問委員会が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する方針および個人別報酬の内容について検討し取締役会に勧告します。

報酬諮問委員会が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬などの額について勧告する場合には、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬などの水準を参照しつつ、報酬などの額の適正性を判断します。

当事業年度については、2020年1月17日に報酬諮問委員会が開催され、同年2月17日の取締役会で固定報酬と賞与の総額が決議されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、報酬諮問委員会において確認された内容を、監査等委員会において共有・協議し、株主総会で陳述すべき事項の有無を確認することとします。

株式報酬型ストックオプション（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、株価の上昇・下落によるリターン・リスクを株主と共有することにより、株価上昇や業績向上への意欲および士気を高めることを目的として新株予約権を発行しております。

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬と賞与で構成されており、監査等委員は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の協議をもって各監査等委員が受ける報酬等の額を決定します。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、月額30百万円（使用人兼務取締役の使用人給与を含みません）以内（決議当時の員数8名）、そのうち社外取締役分につきましては、社外取締役の増員や今後の経営体制の強化も考慮して、月額3百万円以内（決議当時の員数2名）であります（2020年5月27日開催第109期定時株主総会決議）。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の別枠の報酬として株式報酬型ストックオプションを年額70百万円以内（決議当時の員数6名）の範囲で付与することを2020年5月27日開催の第109期定時株主総会において決議されております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、月額8百万円（決議当時の員数3名）であります（2020年5月27日開催第109期定時株主総会決議）。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック オプション	賞与	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	164	157		6			7
監査役 (社外監査役を除く。)	20	20					2
社外役員	23	23					4

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、保有目的が専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式（純投資目的）と、純投資目的以外の目的で保有する投資株式（いわゆる政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を取得し保有いたします。保有する取引先の株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の検証を行っております。保有意義が乏しいと判断する株式については、株価や市場動向を注視しながら速やかに売却します。

保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを個別に検討し、その結果を踏まえて議案への賛否を判断しております。

保有の合理性の検証は、「含み損益の状況」、「期首からの株価騰落率」、「リターン（受取配当）」を勘案したうえで、総合的に判断しております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	23	189
非上場株式以外の株式	26	2,238

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	65	取引関係の強化
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式		

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三菱UFJリース(株)	600,000 370	600,000 340	投資設備に関する事業上の関係の維持・強化	有
イオン(株)	138,574 279	138,574 325	営業上の関係の維持・強化	有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	459,440 244	459,440 264	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言	無(注4)
(株)ソトー	245,000 223	245,000 239	素材開発に関する関係の維持・強化	有
(株)しまむら	28,017 202	28,017 263	営業上の関係の維持・強化	有
東陽倉庫(株)	623,324 172	623,324 198	取引関係の維持・強化	有
新東工業(株)	165,000 127	165,000 166	地域経済界での関係維持	有
岡谷鋼機(株)	9,000 81	9,000 86	地域経済界での関係維持	有
(株)TSIホールディングス	193,343 80	193,343 133	営業上の関係の維持・強化	有
(株)松屋	100,000 63	100,000 107	営業上の関係の維持・強化	有
小松マテーレ(株)	85,000 62	85,000 68	素材開発に関する関係の維持・強化	有
富士精工(株)	40,200 59	40,200 70	地域経済界での関係維持	有
(株)御園座	17,000 46	17,000 74	地域経済界での関係維持	無
(株)三井住友ファイナンシャルグループ	9,993 34	9,993 39	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言	無(注5)
(株)大垣共立銀行	16,200 32	16,200 36	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言	有
東海染工(株)	25,200 27	25,200 26	地域経済界での関係維持	有
日本毛織(株)	25,000 22	25,000 22	営業上の関係の維持・強化	有
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	5,310 19	5,310 22	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言	無(注6)
(株)十六銀行	10,230 18	10,230 23	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言	有
(株)名古屋銀行	5,600 16	5,600 19	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言	有
第一生命ホールディングス(株)	10,600 15	10,600 17	取引関係の維持・強化	無(注7)
(株)中京銀行	6,398 13	6,398 14	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言	有
三共生興(株)	26,000 13	26,000 11	営業上の関係の維持・強化	有
クラボウ(株)	3,000 5	3,000 6	営業上の関係の維持・強化	有
東洋紡(株)	3,000 4	3,000 4	営業上の関係の維持・強化	有
(株)エスライン	1,500 1	1,500 1	物流業務に関する関係の維持・強化	有

(注) 1. 定量的な保有効果については記載が困難であります、「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」に記載のとおり当社の保有方針に基づき、適宜保有の合理性を検証しております。

2. 当事業年度では、(株)三井住友ファイナンシャルグループ以下の銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の

1以下であります、全銘柄について記載しております。

3. 前事業年度では、東海染工(株)以下の銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります、全銘柄について記載しております。
4. (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社の株を保有しておりませんが、同子会社である(株)三菱UFJ銀行は当社株式を保有しております。
5. (株)三井住友ファイナンシャルグループは当社の株を保有しておりませんが、同子会社である(株)三井住友銀行は当社株式を保有しております。
6. 三井住友トラスト・ホールディングス(株)は当社の株を保有しておりませんが、同子会社である三井住友信託銀行(株)は当社株式を保有しております。
7. 第一生命ホールディングス(株)は当社の株を保有しておりませんが、同子会社である第一生命保険(株)は当社株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式	23	959	22	1,031

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式			
非上場株式以外の株式	30		1

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(株)ワコールホールディングス	53,500	135

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)及び事業年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、専門的情報を有する団体が主催する各種セミナーへの参加、並びに専門書の定期購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,510	3,406
受取手形及び売掛金	12,141	3 11,286
商品及び製品	4,061	3,452
仕掛品	35	54
原材料及び貯蔵品	34	33
その他	1,075	621
貸倒引当金	4	13
流動資産合計	20,853	18,840
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,689	4,393
減価償却累計額	2,198	1,935
建物及び構築物（純額）	2,490	2,457
機械装置及び運搬具	284	291
減価償却累計額	177	197
機械装置及び運搬具（純額）	107	94
工具、器具及び備品	1,762	1,771
減価償却累計額	408	382
工具、器具及び備品（純額）	1,353	1,388
土地	2 16,938	2 16,772
建設仮勘定	-	2
有形固定資産合計	20,889	20,715
無形固定資産		
投資その他の資産	43	84
投資有価証券	4,771	3,721
出資金	22	22
長期貸付金	39	43
長期差入保証金	1 911	1 1,001
保険積立金	120	122
繰延税金資産	42	49
その他	126	171
貸倒引当金	36	79
投資その他の資産合計	5,998	5,053
固定資産合計	26,932	25,853
資産合計	47,785	44,694

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 6,574	1,3 4,813
1年内返済予定の長期借入金	950	925
リース債務	-	54
未払金	1,551	1,959
未払法人税等	48	173
賞与引当金	99	98
返品調整引当金	26	25
その他	251	461
流動負債合計	9,502	8,511
固定負債		
長期借入金	2,450	1,525
リース債務	-	16
退職給付に係る負債	233	192
役員退職慰労引当金	176	176
資産除去債務	175	187
繰延税金負債	1,359	1,122
再評価に係る繰延税金負債	2 133	2 61
その他	298	282
固定負債合計	4,827	3,563
負債合計	14,329	12,074
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,622	3,622
資本剰余金	4,148	4,148
利益剰余金	24,297	24,131
自己株式	571	570
株主資本合計	31,496	31,332
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,402	953
繰延ヘッジ損益	110	110
土地再評価差額金	2 162	2 0
為替換算調整勘定	21	43
退職給付に係る調整累計額	45	6
その他の包括利益累計額合計	1,698	1,027
新株予約権	261	259
純資産合計	33,456	32,619
負債純資産合計	47,785	44,694

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日)
売上高	64,815	60,274
売上原価	1 52,324	1 48,416
売上総利益	12,491	11,857
返品調整引当金繰入額	2	1
差引売上総利益	12,489	11,858
販売費及び一般管理費		
運賃諸掛	2,714	2,596
広告宣伝費及び販売促進費	384	325
給料及び手当	4,231	4,142
賞与	419	417
株式報酬費用	9	-
福利厚生費	1,084	1,050
賞与引当金繰入額	93	93
退職給付費用	184	158
旅費及び交通費	655	625
通信費	355	323
賃借料	828	783
減価償却費	226	125
その他	1,198	1,318
販売費及び一般管理費合計	12,387	11,962
営業利益又は営業損失()	101	103
営業外収益		
受取利息	25	12
受取配当金	90	107
その他	99	90
営業外収益合計	216	210
営業外費用		
支払利息	84	73
支払手数料	20	19
その他	3	12
営業外費用合計	108	105
経常利益	209	1
特別利益		
固定資産売却益	2 0	2 116
投資有価証券売却益	-	133
特別利益合計	0	250

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日)
特別損失		
固定資産除却損	3 28	3 0
減損損失	4 1,507	4 95
投資有価証券売却損	-	4
投資有価証券評価損	28	64
その他	1	-
特別損失合計	1,566	164
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,356	87
法人税、住民税及び事業税	71	155
法人税等調整額	193	113
法人税等合計	264	42
当期純利益又は当期純損失()	1,621	45
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	1,621	45

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
当期純利益又は当期純損失()	1,621	45
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	458	448
繰延ヘッジ損益	647	0
土地再評価差額金	0	-
為替換算調整勘定	42	21
退職給付に係る調整額	58	38
その他の包括利益合計	87	509
包括利益	1,533	463
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,533	463

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,622	4,148	26,291	571	33,490
当期変動額					
剰余金の配当			373		373
親会社株主に帰属する 当期純損失()			1,621		1,621
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,994	-	1,994
当期末残高	3,622	4,148	24,297	571	31,496

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	1,860	537	162	20	104	1,610	251	35,353
当期変動額								
剰余金の配当								373
親会社株主に帰属する 当期純損失()								1,621
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	458	647	0	42	58	87	9	97
当期変動額合計	458	647	0	42	58	87	9	1,896
当期末残高	1,402	110	162	21	45	1,698	261	33,456

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,622	4,148	24,297	571	31,496
当期変動額					
剰余金の配当			373		373
親会社株主に帰属する 当期純利益			45		45
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分			0	1	1
土地再評価差額金の取崩			161		161
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	165	1	164
当期末残高	3,622	4,148	24,131	570	31,332

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	1,402	110	162	21	45	1,698	261	33,456
当期変動額								
剰余金の配当								373
親会社株主に帰属する 当期純利益								45
自己株式の取得								0
自己株式の処分								1
土地再評価差額金の取崩			161			161		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	448	0	-	21	38	509	1	510
当期変動額合計	448	0	161	21	38	670	1	836
当期末残高	953	110	0	43	6	1,027	259	32,619

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,356	87
減価償却費	371	276
減損損失	1,507	95
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	52
賞与引当金の増減額(は減少)	3	0
返品調整引当金の増減額(は減少)	2	1
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	69	97
受取利息及び受取配当金	116	119
支払利息	84	73
投資有価証券売却損益(は益)	-	129
投資有価証券評価損益(は益)	28	64
有形固定資産売却損益(は益)	0	116
有形固定資産除却損	28	0
売上債権の増減額(は増加)	1,262	851
たな卸資産の増減額(は増加)	101	590
仕入債務の増減額(は減少)	944	1,760
未払消費税等の増減額(は減少)	30	178
その他の資産の増減額(は増加)	188	95
その他の負債の増減額(は減少)	504	451
その他	2	0
小計	409	591
利息及び配当金の受取額	116	125
利息の支払額	86	69
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	723	227
営業活動によるキャッシュ・フロー	283	875
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	146	-
定期預金の払戻による収入	146	-
有形固定資産の取得による支出	2,517	522
有形固定資産の売却による収入	7	627
無形固定資産の取得による支出	56	76
投資有価証券の取得による支出	202	144
投資有価証券の売却による収入	-	631
投資有価証券の償還による収入	100	-
貸付けによる支出	-	10
貸付金の回収による収入	6	5
差入保証金の回収による収入	47	14
その他	6	102
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,621	423

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	210	-
長期借入れによる収入	2,000	-
長期借入金の返済による支出	1,125	950
配当金の支払額	373	372
自己株式の取得による支出	-	0
その他	0	63
財務活動によるキャッシュ・フロー	290	1,386
現金及び現金同等物に係る換算差額	33	16
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,647	104
現金及び現金同等物の期首残高	6,157	3,510
現金及び現金同等物の期末残高	3,510	3,406

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、瀧兵香港有限公司及びタキヒヨー(上海)貿易有限公司の決算日は12月31日であります。なお、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該決算日に係る財務諸表を連結しており、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うことにしております。他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

a 商品

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b 製品・仕掛品・原材料

主として個別原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

c 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年又は10年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金

タキヒヨー(株)は返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し、損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

タキヒヨー(株)は役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、2007年5月23日(第96期定時株主総会)までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭 債権債務

ヘッジ方針

主として、当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

在外連結子会社において、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。当該会計基準の適用が連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
長期差入保証金	40百万円	40百万円

(前連結会計年度)

上記資産を買掛金14百万円の担保に供しております。

(当連結会計年度)

上記資産を買掛金12百万円の担保に供しております。

2 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年2月28日

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	286百万円	221百万円

- 3 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
受取手形	百万円	59百万円
支払手形	百万円	75百万円

4 債権流動化に伴う買戻義務

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
債権流動化に伴う買戻義務	百万円	70百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
	255百万円	237百万円

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
土地、建物及び構築物	百万円	114百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	1百万円
計	0百万円	116百万円

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
建物及び構築物	24百万円	0百万円
工具、器具及び備品	4百万円	0百万円
計	28百万円	0百万円

- 4 減損損失の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	金額(百万円)
愛知県他	事業用資産	ソフトウェア等	1,507

当社グループは、事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づき資産のグルーピングをしております。アパレル・テキスタイル関連事業の一部の事業用資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、零として評価しております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	金額(百万円)
愛知県他	事業用資産	建物等	95

当社グループは、事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づき資産のグルーピングをしております。アパレル・テキスタイル関連事業の一部の事業用資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込み額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	618百万円	563百万円
組替調整額	0百万円	65百万円
税効果調整前	618百万円	628百万円
税効果額	159百万円	179百万円
その他有価証券評価差額金	458百万円	448百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	958百万円	4百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	958百万円	4百万円
税効果額	310百万円	5百万円
繰延ヘッジ損益	647百万円	0百万円
土地再評価差額金		
当期発生額	百万円	百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	百万円	百万円
税効果額	0百万円	百万円
土地再評価差額金	0百万円	百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	42百万円	21百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	42百万円	21百万円
税効果額	百万円	百万円
為替換算調整勘定	42百万円	21百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	81百万円	24百万円
組替調整額	3百万円	30百万円
税効果調整前	84百万円	55百万円
税効果額	25百万円	17百万円
退職給付に係る調整額	58百万円	38百万円
その他の包括利益合計	87百万円	509百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	9,600,000			9,600,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式(注)	272,653			272,653

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権						261

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月23日 定時株主総会	普通株式	186	20.00	2018年2月28日	2018年5月24日
2018年9月28日 取締役会	普通株式	186	20.00	2018年8月31日	2018年10月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	186	20.00	2019年2月28日	2019年5月30日

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	9,600,000			9,600,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式(注)	272,653	64	600	272,117

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加64株は、単元未満株式の買取りによる増加64株であります。
 2. 普通株式の自己株式の減少600株は、ストック・オプションの行使による減少600株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権						259

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月29日 定時株主総会	普通株式	186	20.00	2019年2月28日	2019年5月30日
2019年9月30日 取締役会	普通株式	186	20.00	2019年8月31日	2019年10月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	186	20.00	2020年2月29日	2020年5月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
現金及び預金勘定	3,510百万円	3,406百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	百万円	百万円
現金及び現金同等物	3,510百万円	3,406百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
1年内	642	627
1年超	3,316	2,683
合計	3,958	3,310

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、必要な資金については、金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には、輸出業務等に伴って発生する外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入業務等に伴って発生する外貨建ての営業債務があり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資や運転資金等に必要な資金の調達を目的としております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

当社グループは、与信管理規則に従い、営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、実需取引の範囲内で先物為替予約取引を行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の管理については、為替予約規則を設け、リスクヘッジ目的の取引に限定して行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

グループ各社において、資金繰計画を作成するなどして、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)をご参照ください。)

前連結会計年度(2019年2月28日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	12,141	12,141	
(2) 投資有価証券 その他有価証券	4,643	4,643	
資産計	16,784	16,784	
(1) 支払手形及び買掛金	6,574	6,574	
(2) 長期借入金	3,400	3,399	0
負債計	9,974	9,974	0
デリバティブ取引(*)	183	183	

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度(2020年2月29日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	11,286	11,286	
(2) 投資有価証券 その他有価証券	3,527	3,527	
資産計	14,814	14,814	
(1) 支払手形及び買掛金	4,813	4,813	
(2) 長期借入金	2,450	2,450	0
負債計	7,263	7,263	0
デリバティブ取引(*)	178	178	

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2019年2月28日	2020年2月29日
その他有価証券 非上場株式	128	193

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期ある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	12,141			
投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
債券				
社債			441	
その他				
その他				403
合計	12,141		441	403

当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	11,286			
投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
債券				
社債				80
その他				
その他				207
合計	11,286			287

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	950	925	200	1,325		
合計	950	925	200	1,325		

当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	925	200	1,325			
リース債務	54	14	1	0		
合計	979	214	1,326	0		

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年2月28日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	3,458	1,615	1,843
債券			
その他	223	196	27
その他	386	206	180
小計	4,068	2,017	2,050
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	360	454	93
債券			
その他	197	202	5
その他	17	19	2
小計	575	677	101
合計	4,643	2,694	1,949

(注) 減損処理した有価証券については減損処理後の帳簿価額を取得原価としております。なお、当連結会計年度における減損処理額は28百万円であります。

当連結会計年度(2020年2月29日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	2,729	1,399	1,329
債券			
その他	86	79	6
その他	189	103	86
小計	3,005	1,582	1,423
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	504	605	100
債券			
その他			
その他	17	19	2
小計	522	625	102
合計	3,527	2,207	1,320

(注) 減損処理した有価証券については減損処理後の帳簿価額を取得原価としております。なお、当連結会計年度における減損処理額は64百万円であります。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

該当するものではありません。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	0		0
(2) 債券	411	16	4
(3) その他	220	117	
合計	631	133	4

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
該当するものではありません。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
該当するものではありません。

(2) 金利関連

該当するものではありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額(百万円)	契約額のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	737		16
	ユーロ	売掛金	777		14
	買建				
	米ドル	買掛金	18,805		182
	ユーロ	買掛金	139		1
為替予約等の振当処理	英ポンド	買掛金	0		0
	中国元	買掛金	10		0
	為替予約取引 売建				(注2)
	米ドル	売掛金	7		
ユーロ	売掛金	156			
買建					
	米ドル	買掛金	726		
	ユーロ	買掛金	41		
	合計		21,402		183

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額(百万円)	契約額のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	843		2
	ユーロ	売掛金	946		24
	買建				
	米ドル	買掛金	13,492		158
	ユーロ	買掛金	500		2
為替予約等の振当処理	中国元	買掛金	9		0
	為替予約取引 売建				(注2)
	米ドル	売掛金	48		
	ユーロ	売掛金	124		
買建					
	米ドル	買掛金	546		
	ユーロ	買掛金	35		
	合計		16,547		178

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

該当するものではありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度(前払退職金との選択制)を設けております。

国内連結子会社のうちティー・エル・シー(株)、ティー・エフ・シー(株)、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザは中小企業退職金共済制度を設けております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
退職給付債務の期首残高	1,681	1,710
勤務費用	95	93
利息費用	16	17
数理計算上の差異の発生額	34	8
退職給付の支払額	117	185
退職給付債務の期末残高	1,710	1,645

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
年金資産の期首残高	1,585	1,594
期待運用収益	31	31
数理計算上の差異の発生額	46	16
事業主からの拠出額	141	142
退職給付の支払額	117	185
年金資産の期末残高	1,594	1,567

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
退職給付に係る負債の期首残高	122	117
退職給付費用	3	9
退職給付の支払額	8	11
退職給付に係る負債の期末残高	117	114

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
積立型制度の退職給付債務	1,828	1,760
年金資産	1,594	1,567
	233	192
非積立型制度の退職給付債務		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	233	192
退職給付に係る負債	233	192
退職給付に係る資産		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	233	192

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
勤務費用	95	93
利息費用	16	17
期待運用収益	31	31
数理計算上の差異の費用処理額	3	30
過去勤務費用の費用処理額		
簡便法で計算した退職給付費用	3	10
確定給付制度に係る退職給付費用	80	58

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
過去勤務費用		
数理計算上の差異	84	55
合計	84	55

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
未認識過去勤務費用		
未認識数理計算上の差異	65	9
合計	65	9

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
債券	31.1%	33.7%
株式	34.7%	34.5%
現金及び預金	10.5%	8.9%
一般勘定	19.6%	19.3%
その他	4.1%	3.6%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
割引率	1.0%	1.0%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度103百万円、当連結会計年度100百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	9百万円	百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	タキヒヨー(株) 2007年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2008年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2009年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2010年取締役新株 予約権Bプラン
付与対象者の区分 及び人数(注)2	当社取締役 4名	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社取締役 5名
株式の種類及び 付与数(注)1、2	普通株式 5,400株	普通株式 12,800株	普通株式 10,600株	普通株式 9,400株
付与日	2007年6月22日	2008年6月20日	2009年6月19日	2010年6月18日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	2007年6月23日から 2027年6月22日まで (注)3、4	2008年6月21日から 2028年6月20日まで (注)3、5	2009年6月20日から 2029年6月19日まで (注)3、6	2010年6月19日から 2030年6月18日まで (注)3、7
	タキヒヨー(株) 2011年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2012年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2014年取締役新株 予約権Bプラン
付与対象者の区分 及び人数(注)2	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社取締役 6名	当社取締役 6名
株式の種類及び 付与数(注)1、2	普通株式 14,600株	普通株式 12,200株	普通株式 14,200株	普通株式 14,600株
付与日	2011年6月17日	2012年6月22日	2013年6月21日	2014年6月20日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	2011年6月18日から 2031年6月17日まで (注)3、8	2012年6月23日から 2032年6月22日まで (注)3、9	2013年6月22日から 2033年6月21日まで (注)3、10	2014年6月21日から 2034年6月20日まで (注)3、11
	タキヒヨー(株) 2015年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2016年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2017年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2018年取締役新株 予約権Bプラン
付与対象者の区分 及び人数(注)2	当社取締役 6名	当社取締役 7名	当社取締役 7名	当社取締役 6名
株式の種類及び 付与数(注)1、2	普通株式 13,800株	普通株式 16,200株	普通株式 15,800株	普通株式 4,800株
付与日	2015年6月19日	2016年6月17日	2017年6月16日	2018年6月15日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	2015年6月20日から 2035年6月19日まで (注)3、12	2016年6月18日から 2036年6月17日まで (注)3、13	2017年6月17日から 2037年6月16日まで (注)3、14	2018年6月16日から 2038年6月15日まで (注)3、15

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算しております。

- 付与対象者の区分及び人数、株式の種類及び付与数につきましては、2020年2月29日現在の人数、株式数を記載しております。
- 権利行使期間において、当社取締役を退任した日の翌日から10日間に限り行使することができるものとします。
- 2026年6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、2026年6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
- 2027年6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、2027年6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
- 2028年6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、2028年6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
- 2029年6月18日までに権利行使日を迎えなかった場合、2029年6月19日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
- 2030年6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、2030年6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。

9. 2031年6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、2031年6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
10. 2032年6月21日までに権利行使日を迎えなかった場合、2032年6月22日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
11. 2033年6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、2033年6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
12. 2034年6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、2034年6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
13. 2035年6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、2035年6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
14. 2036年6月16日までに権利行使日を迎えなかった場合、2036年6月17日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
15. 2037年6月15日までに権利行使日を迎えなかった場合、2037年6月16日以降本新株予約権を行使することができるものとします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	タキヒヨー(株) 2007年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2008年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2009年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2010年取締役新株 予約権Bプラン
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	5,400	12,800	10,600	9,400
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残	5,400	12,800	10,600	9,400

	タキヒヨー(株) 2011年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2012年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Aプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Bプラン
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	14,600	12,200	600	14,200
権利確定				
権利行使			600	
失効				
未行使残	14,600	12,200		14,200

	タキヒヨー(株) 2014年取締役新株 予約権 B プラン	タキヒヨー(株) 2015年取締役新株 予約権 B プラン	タキヒヨー(株) 2016年取締役新株 予約権 B プラン	タキヒヨー(株) 2017年取締役新株 予約権 B プラン
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	14,600	13,800	16,200	15,800
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残	14,600	13,800	16,200	15,800

	タキヒヨー(株) 2018年取締役新株 予約権 B プラン
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	4,800
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	4,800

(注) 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算しております。

単価情報

	タキヒヨー(株) 2007年取締役新株 予約権 B プラン	タキヒヨー(株) 2008年取締役新株 予約権 B プラン	タキヒヨー(株) 2009年取締役新株 予約権 B プラン	タキヒヨー(株) 2010年取締役新株 予約権 B プラン
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)				
付与日における公正な評価単価 (円)	2,360	1,275	2,075	1,645

	タキヒヨー(株) 2011年取締役新株 予約権 B プラン	タキヒヨー(株) 2012年取締役新株 予約権 B プラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権 A プラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権 B プラン
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)			1,942	
付与日における公正な評価単価 (円)	1,730	1,700	1,990	1,760

	タキヒヨー(株) 2014年取締役新株 予約権 B プラン	タキヒヨー(株) 2015年取締役新株 予約権 B プラン	タキヒヨー(株) 2016年取締役新株 予約権 B プラン	タキヒヨー(株) 2017年取締役新株 予約権 B プラン
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)				
付与日における公正な評価単価 (円)	1,705	2,025	1,800	1,930

	タキヒヨー(株) 2018年取締役新株 予約権Bプラン
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	2,047

(注) 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の単価に換算しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産		
返品調整引当金	7百万円	7百万円
賞与引当金	29百万円	28百万円
未払事業税及び未払地方法人特別税	1百万円	7百万円
退職給付に係る負債	73百万円	60百万円
役員退職慰労引当金	53百万円	53百万円
貸倒引当金	13百万円	28百万円
繰越欠損金(注)	154百万円	202百万円
未実現利益	1百万円	2百万円
会員権評価損	10百万円	10百万円
有価証券評価損	157百万円	117百万円
減損損失	418百万円	330百万円
繰延ヘッジ損益	1百万円	百万円
その他	160百万円	188百万円
繰延税金資産小計	1,083百万円	1,039百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	百万円	198百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	百万円	787百万円
評価性引当額小計	1,057百万円	986百万円
繰延税金資産合計	26百万円	52百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	657百万円	629百万円
資産除去債務	13百万円	9百万円
その他有価証券評価差額金	546百万円	366百万円
繰延ヘッジ損益	74百万円	67百万円
その他	51百万円	51百万円
繰延税金負債合計	1,343百万円	1,124百万円
繰延税金資産純額(は負債)	1,316百万円	1,072百万円

(前連結会計年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が133百万円あります。

(当連結会計年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が61百万円あります。

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金()				2	0	198	202
評価性引当額				2		195	198
繰延税金資産				0	0	2	3

()税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
法定実効税率		30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	税金等調整前当期純 損失を計上している ため、記載を省略し ております。	30.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		7.7%
住民税均等割等		28.2%
評価性引当額の増減		81.1%
税率変更による影響額		1.3%
連結子会社との税率差異		3.7%
寄付金損金不算入額		46.5
その他		3.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		48.1%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として事務所及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数と見積り、割引率は耐用年数に応じた国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
期首残高	162百万円	175百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	27百万円	12百万円
時の経過による調整額	1百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	16百万円	1百万円
期末残高	175百万円	187百万円

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のマンション及び土地等を有しております。

賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額及び期中における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	15,750
		期中増減額	2,251
		期末残高	18,002
	期末時価	32,859	36,378

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の増加額は不動産取得(2,324百万円)であり、減少額は減価償却費(72百万円)であります。当連結会計年度の増加額は不動産取得(393百万円)であり、減少額は売却による減少(176百万円)、減価償却費(93百万円)であります。

3. 時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した金額であります。

また、賃貸等不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
賃貸等不動産	賃貸収益	780	860
	賃貸費用	249	290
	差額	530	569
	その他損益		106

(注) その他損益は、固定資産売却益であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社を中心にアパレル・テキスタイル関連製品の企画・製造・販売を主たる事業とし、その他に、当社及び子会社1社において不動産等の賃貸事業を行っており、各事業単位について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは製品・サービス別のセグメントから構成され、「アパレル・テキスタイル関連事業」及び「賃貸事業」の2つを報告セグメントとしております。

「アパレル・テキスタイル関連事業」は、レディスアパレル、ベビー・キッズアパレル、ホームウェア、テキスタイル等の企画・製造・販売をしております。

「賃貸事業」は、不動産の賃貸管理、事務機器等のリースをしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務諸表 計上額 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高							
外部顧客への売上高	58,459	779	59,239	5,576	64,815		64,815
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	87	87	42	130	130	
計	58,459	867	59,327	5,618	64,945	130	64,815
セグメント利益 又は損失()	440	525	85	11	96	5	101
セグメント資産	27,562	18,434	45,997	1,752	47,750	35	47,785
その他の項目							
減価償却費	212	137	350	20	371		371
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	128	2,362	2,490	6	2,497		2,497

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、合成樹脂・化成品販売事業等を含んでおります。

2. 減価償却費には、長期前払費用の償却額を含んでおります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用の増加額を含んでおります。

3. セグメント資産の調整額35百万円には、セグメント間消去 788百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産824百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(投資有価証券)であります。

4. セグメント利益又は損失の調整額5百万円は、セグメント間取引消去等5百万円であります。

5. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務諸表 計上額 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高							
外部顧客への売上高	53,800	861	54,662	5,612	60,274		60,274
セグメント間の内部 売上高又は振替高		71	71	24	96	96	
計	53,800	933	54,734	5,637	60,371	96	60,274
セグメント利益 又は損失()	641	561	79	28	108	5	103
セグメント資産	25,203	18,535	43,738	1,683	45,422	727	44,694
その他の項目							
減価償却費	129	144	273	3	276		276
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	165	416	581	36	617		617

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、合成樹脂・化成品販売事業等を含んでおります。

2. 減価償却費には、長期前払費用の償却額を含んでおります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用の増加額を含んでおります。

3. セグメント資産の調整額 727百万円には、セグメント間消去 1,021百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産293百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(投資有価証券)であります。

4. セグメント利益又は損失の調整額5百万円は、セグメント間取引消去等5百万円であります。

5. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)しまむら	17,574	アパレル・テキスタイル関連事業及びその他

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)しまむら	17,553	アパレル・テキスタイル関連事業及びその他

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

	報告セグメント			その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	1,380		1,380	127		1,507

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

	報告セグメント			その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	95		95			95

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
1株当たり純資産額	3,558円94銭	1株当たり純資産額	3,469円15銭
1株当たり当期純損失()	173円80銭	1株当たり当期純利益	4円86銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益		潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	4円79銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
純資産の部の合計額(百万円)	33,456	32,619
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	261	259
(うち新株予約権)	(261)	(259)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	33,195	32,359
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	9,327	9,327

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	1,621	45
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純損失()(百万円)	1,621	45
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,327	9,327
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)		144
(うち新株予約権)(千株)	()	(144)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要		

(重要な後発事象)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

2020年4月16日に新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた緊急事態宣言の対象地域が全国各地に拡大し、得意先店舗の休業、営業時間短縮が相次ぐ状況となりました。個人消費の回復は先行きの見通しが立たず得意先の発注状況も極めて慎重な状況となっているため、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。影響額については、提出日現在では合理的に算定することが困難であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	950	925	0.30	
1年以内に返済予定のリース債務		54	5.24	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,450	1,525	0.32	2021年3月31日～ 2022年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)		16	2.84	2021年1月1日～ 2022年11月1日
その他有利子負債 輸入ユーザンス手形	3,389	2,123	2.79	
合計	6,789	4,643		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 輸入ユーザンス手形は連結貸借対照表上、支払手形及び買掛金に含めて表示しております。
3. 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以 内 (百万円)	2年超3年以 内 (百万円)	3年超4年以 内 (百万円)	4年超5年以 内 (百万円)
長期借入金	200	1,325		
リース債務	14	1	0	

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	15,863	29,404	46,979	60,274
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	288	163	486	87
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	215	80	383	45
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	23.12	8.65	41.14	4.86

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失() (円)	23.12	14.47	32.49	36.28

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,527	2,379
受取手形	1,322	3 1,161
売掛金	2 9,569	2 9,127
商品	3,822	3,210
前渡金	272	168
前払費用	137	154
リース債権	-	2 47
その他	2 655	236
貸倒引当金	3	5
流動資産合計	18,305	16,481
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,538	1,360
構築物	21	18
機械及び装置	29	20
車両運搬具	-	0
工具、器具及び備品	1,301	1,331
土地	16,077	15,828
建設仮勘定	-	2
有形固定資産合計	18,968	18,562
無形固定資産		
借地権	10	10
ソフトウェア	5	6
その他	6	3
無形固定資産合計	23	21
投資その他の資産		
投資有価証券	4,722	3,681
関係会社株式	1,216	1,216
出資金	22	21
長期貸付金	39	43
長期滞留債権	23	39
長期前払費用	22	18
長期差入保証金	797	951
保険積立金	120	122
その他	61	61
貸倒引当金	23	39
投資その他の資産合計	7,001	6,116
固定資産合計	25,993	24,700
資産合計	44,298	41,182

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
外貨支払手形	3,389	2,123
買掛金	2 2,591	2 2,050
短期借入金	2 780	2 1,133
1年内返済予定の長期借入金	950	925
リース債務	2 8	2 8
未払金	2 1,579	2 1,963
未払法人税等	-	45
賞与引当金	76	76
返品調整引当金	26	25
その他	165	401
流動負債合計	9,568	8,752
固定負債		
長期借入金	2,450	1,525
リース債務	2 13	2 4
退職給付引当金	182	87
役員退職慰労引当金	176	176
資産除去債務	126	156
繰延税金負債	1,261	1,051
再評価に係る繰延税金負債	133	61
その他	228	228
固定負債合計	4,571	3,292
負債合計	14,140	12,045
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,622	3,622
資本剰余金		
資本準備金	4,148	4,148
資本剰余金合計	4,148	4,148
利益剰余金		
利益準備金	806	806
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1 1,424	1 1,382
別途積立金	15,500	15,500
繰越利益剰余金	3,287	2,914
その他利益剰余金合計	20,211	19,797
利益剰余金合計	21,017	20,603
自己株式	571	570
株主資本合計	28,217	27,803
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,403	964
繰延ヘッジ損益	113	108
土地再評価差額金	162	0
評価・換算差額等合計	1,680	1,073
新株予約権	261	259
純資産合計	30,158	29,137
負債純資産合計	44,298	41,182

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
売上高	1	58,331	1	54,274
売上原価	1, 2	46,631	1, 2	43,076
売上総利益		11,700		11,198
返品調整引当金繰入額		2		1
差引売上総利益		11,698		11,199
販売費及び一般管理費	1, 3	11,779	1, 3	11,534
営業損失()		81		334
営業外収益				
受取利息及び配当金	1	389	1	112
その他	1	84	1	75
営業外収益合計		474		188
営業外費用				
支払利息	1	87	1	74
支払手数料		20		19
その他		2		15
営業外費用合計		110		109
経常利益又は経常損失()		281		256
特別利益				
固定資産売却益		-		9
投資有価証券売却益		-		133
特別利益合計		-		143
特別損失				
固定資産除却損		28		0
減損損失		1,384		95
投資有価証券売却損		-		4
投資有価証券評価損		28		64
特別損失合計		1,441		164
税引前当期純損失()		1,159		276
法人税、住民税及び事業税		15		20
法人税等調整額		197		93
法人税等合計		212		73
当期純損失()		1,372		203

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,622	4,148	4,148	806	1,430	15,500	5,026	22,763
当期変動額								
剰余金の配当							373	373
当期純損失()							1,372	1,372
固定資産圧縮積立金の 取崩					5		5	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	5	-	1,739	1,745
当期末残高	3,622	4,148	4,148	806	1,424	15,500	3,287	21,017

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	571	29,962	1,854	508	162	1,508	251	31,722
当期変動額								
剰余金の配当		373						373
当期純損失()		1,372						1,372
固定資産圧縮積立金の 取崩		-						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			451	622	0	171	9	180
当期変動額合計	-	1,745	451	622	0	171	9	1,564
当期末残高	571	28,217	1,403	113	162	1,680	261	30,158

当事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,622	4,148	4,148	806	1,424	15,500	3,287	21,017
当期変動額								
剰余金の配当							373	373
当期純損失()							203	203
自己株式の取得								
自己株式の処分							0	0
土地再評価差額金の取崩							161	161
固定資産圧縮積立金の取崩					41		41	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	41	-	372	414
当期末残高	3,622	4,148	4,148	806	1,382	15,500	2,914	20,603

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	571	28,217	1,403	113	162	1,680	261	30,158
当期変動額								
剰余金の配当		373						373
当期純損失()		203						203
自己株式の取得	0	0						0
自己株式の処分	1	1						1
土地再評価差額金の取崩		161			161	161		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			439	5	-	444	1	446
当期変動額合計	1	413	439	5	161	606	1	1,021
当期末残高	570	27,803	964	108	0	1,073	259	29,137

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年又は10年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、2007年5月23日(第96期定時株主総会)までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭 債権債務

(3) ヘッジ方針

当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表関係)

1 固定資産圧縮積立金

租税特別措置法に基づくものであります。

2 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
短期金銭債権	104百万円	50百万円
短期金銭債務	914百万円	1,246百万円
長期金銭債務	13百万円	4百万円

3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
受取手形	百万円	38百万円

4 債権流動化に伴う買戻義務

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
債権流動化に伴う買戻義務	百万円	70百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
売上高	36百万円	64百万円
仕入高等	1,645百万円	1,507百万円
営業取引以外の取引高	291百万円	10百万円

2 (前事業年度)

売上原価には外注費1,114百万円、商標権使用料1,529百万円を含んでおります。

(当事業年度)

売上原価には外注費1,029百万円、商標権使用料1,518百万円を含んでおります。

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
運賃諸掛	3,378百万円	3,224百万円
給料及び手当	3,189百万円	3,294百万円
賞与引当金繰入額	76百万円	76百万円
退職給付費用	163百万円	132百万円
減価償却費	199百万円	41百万円
おおよその割合		
販売費	79.1%	81.0%
一般管理費	20.9%	19.0%

(有価証券関係)

前事業年度(2019年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,216百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(2020年2月29日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,216百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	106百万円	158百万円
返品調整引当金	7百万円	7百万円
賞与引当金	23百万円	23百万円
退職給付引当金	55百万円	26百万円
役員退職慰労引当金	53百万円	53百万円
貸倒引当金	8百万円	13百万円
有価証券評価損	157百万円	117百万円
減損損失	379百万円	330百万円
その他	140百万円	172百万円
計	933百万円	903百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	百万円	158百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	百万円	745百万円
評価性引当額	933百万円	903百万円
繰延税金資産 合計	百万円	百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	628百万円	609百万円
資産除去債務	12百万円	9百万円
その他有価証券評価差額金	546百万円	366百万円
繰延ヘッジ損益	74百万円	66百万円
繰延税金負債 合計	1,261百万円	1,051百万円
繰延税金資産純額(は負債)	1,261百万円	1,051百万円

(前事業年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が133百万円あります。

(当事業年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が61百万円あります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

2020年4月16日に新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた緊急事態宣言の対象地域が全国各地に拡大し、得意先店舗の休業、営業時間短縮が相次ぐ状況となりました。個人消費の回復は先行きの見通しが立たず得意先の発注状況も極めて慎重な状況となっているため、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。影響額については、提出日現在では合理的に算定することが困難であります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	2,905	84	558 (57)	76	2,431	1,070
構築物	96		15	3	80	62
機械及び装置	81	24		8	106	86
車両運搬具	4	0		0	4	4
工具、器具及び備品	1,495	86	15 (12)	12	1,565	233
土地	16,077 [295]		249		15,828 [62]	
リース資産	81		81			
建設仮勘定		2			2	
有形固定資産計	20,742	197	920 (70)	101	20,019	1,457
無形固定資産						
借地権	10				10	
商標権	161	0	0 (0)	0	161	161
ソフトウェア	316	23	19 (19)	2	320	313
リース資産	56				56	56
その他	8	5	8 (4)	0	5	1
無形固定資産計	553	29	29 (24)	2	553	532
長期前払費用	39	20	17	3	42	24

(注) 1. 当期減少額欄の()は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 土地の当期首残高及び当期末残高の〔 〕内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

3. 当期償却額の内訳は次のとおりであります。

区分	勘定科目	金額(百万円)
売上原価	賃貸原価	64
販売費及び一般管理費	減価償却費	42

4. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	27	44	27	44
賞与引当金	76	76	76	76
返品調整引当金	26	25	26	25
役員退職慰労引当金	176			176

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.takihyo.co.jp
株主に対する特典	(1) 2月末日現在及び8月31日現在の200株以上所有の株主に対し、それぞれ当社事業に関する商品等を贈呈 (2) 2月末日現在の200株以上所有の株主に対し、抽選で10名に50万円相当の旅行券を贈呈

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第108期)	自 至	2018年3月1日 2019年2月28日	2019年5月30日 東海財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第108期)	自 至	2018年3月1日 2019年2月28日	2019年5月30日 東海財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及び確認書	第109期 第1四半期 第109期 第2四半期 第109期 第3四半期	自 至 自 至 自 至	2019年3月1日 2019年5月31日 2019年6月1日 2019年8月31日 2019年9月1日 2019年11月30日	2019年7月9日 東海財務局長に提出。 2019年10月9日 東海財務局長に提出。 2020年1月10日 東海財務局長に提出。
(4) 自己株券買付 状況報告書				2020年4月8日 2020年5月8日 東海財務局長に提出。
(5) 臨時報告書 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2（株主総会における議決権行使の 結果）の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第7号の3（吸収合併の決定）の規定に基づ く臨時報告書			2019年6月3日 東海財務局長に提出。 2020年2月26日 東海財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

タキヒヨー株式会社
取締役会 御中

2020年5月28日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 浩 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 大

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタキヒヨー株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキヒヨー株式会社及び連結子会社の2020年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、タキヒヨー株式会社の2020年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、タキヒヨー株式会社が2020年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

タキヒヨー株式会社
取締役会 御中

2020年5月28日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 浩 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 大

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタキヒヨー株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第109期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキヒヨー株式会社の2020年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。